

埼玉県

2025

一廢連ニュース

埼玉県一般廃棄物連合会会報

vol. 63



目 次

年頭の挨拶 埼玉県一般廃棄物連合会理事長	西 野 日出夫	1
新年のご挨拶			
埼玉県知事	大 野 元 裕	2
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長	松 崎 裕 司	4
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長	沼 田 正 樹	5
行田市長	行 田 邦 子	6
草加市長	山 川 百合子	7
埼玉県環境部資源循環推進課課長	尾 崎 範 子	8
埼玉県環境部水環境課課長	堀 口 郁 子	9
埼玉県警察本部交通部	小 林 直 之	10
(一社)日本環境保全協会会長	山 条 忠 文	11
(一社)埼玉県浄化槽協会理事長	西 野 則 幸	12
(一社)埼玉県環境検査研究協会代表理事	野 口 裕 司	13
埼玉県生活環境保全協同組合理事長	関 根 学	14
特集① 一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等 を踏まえた対応について			
			15
特集② 浄化槽台帳の整備と維持管理指導について			
			24
特集③ 「人手不足解消と働き方」——若い世代を集め、定着させるための実践			
			28
行事報告			
			31
埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰(優良従事者)並びに永年勤続候補者推薦のお知らせ ...			
			36
埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準			
			37
埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰要領			
			37
交通事故防止コンクール			
			38
令和6年度浄化槽法定検査受検状況			
			40
会員紹介			
有限会社岡部第一衛生社			42
会員寄稿「～ドーハの悲劇から～」	奥 澤 直 人	43
S S会ゴルフコンペ参加者募集			44
委員長あいさつ			
経理委員会	西 野 則 幸	45
総務教育広報委員会	後 藤 素 彦	45
生活排水対策委員会	小 田 宗 清	46
補償料金対策委員会	若 林 光 夫	46
ゴミ対策委員会	安 川 真由美	47
青年部			48
女性部			48
第26期役員名簿			52



年頭の挨拶

埼玉県一般廃棄物連合会

理事長 西野 日出夫

明けましておめでとうございます。

会員並びに関係各位におかれましては、ご健勝にて令和7年の初春をお迎えの事と心よりお慶び申し上げます。

昨年も、自然災害が多く発生し、能登半島地震、能登半島豪雨、宮崎県日向灘震源とする地震、鳥島近海に伴う津波、台風による全国的な大雨災害と続き多くの皆様が被災されました。被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

能登半島では、1月の地震と9月の豪雨と二重の災害となり、私たちの仲間も被害にあいながら支援活動に奮闘しております。能登半島地震の際、金銭面での支援が1番の助けと考え、会員皆様に義援金のお願いをしたところ多額の義援金を寄せていただきました。それを一般社団法人日本環境保全協会を通して被災地に送金しました事を報告させていただきますと共に心から感謝申し上げます。

埼玉県でも7月31日の大雨、8月29日の台風10号により大雨が発生し各市町村で被害がありました。当会においては毎年起こる災害ですが埼玉県清掃行政研究協議会と災害廃棄物に関する協定を締結していることから、保有車輌調査・支援体制確認フォームを作成し迅速に対応できる体制を常に整えております。

さて、環境省と総務省より9月30日に「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等踏まえた対応について（通知）」が発出されました。それを踏まえて10月9日には埼玉県資源循環推進課課長名で各市町村一般廃棄物担当課長・各清掃関係一部事務組合廃棄物担当課長・本庁各課（所）・各地域機関の長・企業局各課所長・下水道局各課長・教育局各課（所）長宛てに、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等踏まえた対応について（通知）」が発出されました。これらの通知は、私共市町村委託業者・許可業者にとりまして大変重要で有意義なものであります。会員が委託及び許可を受けている市町村民の環境衛生の向上と保全を健全且つ継続的に行ってゆくために、ぜひ皆様に活用いただき、当会としても埼玉県・各市町村行政機関等と連携を図ってまいります。

また令和5年の忘年会での寄付金と連合会本会計より合わせて3月に交通遺児等援護募金をいたしました。これにより、埼玉県交通安全対策協議会より当会に感謝状をいただきました。会員皆様へ心よりお礼申し上げます。

そして10月には「秋のプラごみウィーク」清掃活動を県庁周辺で行いました。例年になく沢山の会員の皆様の参加はもとより、埼玉県資源循環推進課の職員の皆様にもご協力いただき浦和の街をきれいにすることができました。ご参加された皆様ありがとうございました。

本年も昨年に増して埼玉県各市町村、関係団体と連携をはかり事業を展開していきます。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様並びに関係各位のご多幸と今後ますますのご協力、ご指導をお願い申し上げまして新年の挨拶とさせていただきます。



持続可能で活力ある埼玉を 次世代につなぐ

埼玉県知事 大野元裕

明けましておめでとうございます。埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様には健やかに令和7年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、埼玉県が生んだ偉人、渋沢栄一翁が描かれた新一万円札が7月に発行されました。県では、新一万円札発行を契機と捉え、「渋沢って、埼玉らしい」のキャッチコピーの下、様々な事業を行い、多くのメディアにも取り上げていただき、渋沢翁が埼玉出身であることを大いにPRしたところです。

また、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ各種スポーツ大会では、県ゆかりの選手が大活躍し、私たちも大変勇気づけられました。

県産農産物においても、いちごの「あまりん」のほか梨の「彩玉」など県オリジナル品種が、全国選手権で相次いで最高金賞を受賞するなど、本県に強力な追い風が吹いた年でした。

さて、既に本県においても人口減少が進む中で、今後、現役世代1人が高齢者1人を支える肩車型社会になることが予想されており、人口減少・超少子高齢社会の到来への対応は待ったなしの状況と言えます。

また、温暖化に伴う気候変動により自然災害は激甚化・頻発化しており、さらに、迫りくる首都直下型地震などの危機にも備えていかなければなりません。

この「人口減少・超少子高齢社会の到来」と「激甚化・頻発化する自然災害など、危機への対応」という時代の転換点における2つの歴史的課題に敢然と立ち向かい、これを超克するためには、目先の課題のみならず、中長期的な観点に立った施策を確実に実行し、子や孫の世代に対する責任を果たしていくことが我々の使命です。

昨年来このような姿勢で臨んでまいりましたが、今年は緒に就いたこれらの施策を確実な軌道に乗せていくことが求められます。

人口減少・超少子高齢社会への対応として、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」による持続可能なまちづくり、社会全体のDX推進による生産性向上、サーキュラーエコノミーの推進、円滑な価格転嫁に向けた支援や人手不足対策等による強い経済の構築など、あらゆる施策を更に推し進めています。

特に本県が開発した価格転嫁を支援する価格交渉支援ツール及び収支計画シミュレーターは、多数の道府県のホームページからもリンクされ、全国知事会優秀政策にも選定されました。県の調査では、価格転嫁できている企業の割合が大幅に増え、価格転嫁の進んだ企業は賃上げ実施率が高い傾向も分かりました。本県が国に先駆けて政策をリードしていきます。

また、「さいたまけん★子どものこえ」などにより、子どもや子育て当事者の意見を聴き、県の子ども

施策に反映させていくことで、安心してこどもを生み育てられる環境の整備を進め、「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。

女性、高齢者、障害者、性的マイノリティ（L G B T等）など、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会の実現に向けて、各分野で持続的な発展を可能とするための施策を力強く推進していきます。

さらに、激甚化・頻発化する災害などの危機に対しては、県土の強靭化を図るとともに、能登半島地震などの検証を踏まえ、災害は必ず起こるという前提の下、入念な備えを進めていきます。平時から様々なシナリオ作成や訓練を繰り返し、関係機関との強固な連結を進める「埼玉版F E M A」の推進により、県全体の危機管理・災害対応力を強化してまいります。

令和7年度は、5か年計画の4年目に当たります。本県が目指す将来像の実現に向け各取組を更に深化させるとともに、これまで取り組んできたD Xの第1段階、アナログからデジタルへの転換の成果を土台に、第2段階としてデジタルを前提に従来の仕事のやり方を見直すT X（タスク・トランسفォーメーション）を推進し、県民サービスをより向上させていきます。

今年5月には、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、本県で全国植樹祭が開催されます。この植樹祭を、森林・みどりを利用しながら守り育てるとともに、木材製品を積極的に使っていただくなど、森林資源の循環利用を図る「活樹」に取り組む契機としていきます。

夏には、埼玉初のイノベーション創出拠点「渋沢M I X」を開設します。渋沢翁が、幅広い人脈を活用され適切な方々をマッチングすることで企業を成長に導いた偉大な実績にあやかり、人々が出会い・混ざり合い・つながることで、新たなイノベーションが共創される場となるよう進めてまいります。

今年の干支「巳（み）」は、実を結ぶ年とされています。今年が埼玉県にとって実り多き年となるよう、皆様と共に「ワンチーム埼玉」で県政に取り組み、活力ある埼玉を次世代につないでまいります。



新年に寄せて ～一般廃棄物処理行政について～

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

課長 松崎 裕司

令和7年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

埼玉県一般廃棄物連合会の皆様方におかれましては、日々、一般廃棄物の適正処理や浄化槽の清掃等、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために御尽力されていることに対し、深く敬意を表するとともに、廃棄物・資源循環行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年も、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震をはじめ、地震や出水期の台風、大雨等の自然災害により、全国各地で被害が多く発生しました。お亡くなられた方々に対し、心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に改めてお見舞い申し上げます。

全国各地で頻発する災害に対し、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施や、平時からの体制整備が一層の急務となっています。環境省では、これまで蓄積してきたノウハウを活用し、環境省職員のみならず、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や、災害廃棄物処理経験を有する自治体職員を登録する「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」による被災自治体支援体制の充実を図っています。災害時には、発災直後から被災地に職員や技術専門家を派遣し、全国の自治体や一般社団法人日本環境保全協会を始めとする一般廃棄物処理団体、民間事業者等の御協力もいただきながら、災害廃棄物の収集運搬や仮置場の確保・運営等について支援を行っています。

今後も、災害時における支援とともに、平時の備えを一層充実すべく、自治体による災害廃棄物処理計画の策定及び改定の支援や、国、地方自治体、関係事業者等との連携協力の促進など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に向けた取組を更に進めてまいります。

一般廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も更に推進する必要があります。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な貢献を実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者に支払われることが重要です。このような考え方の下、令和6年9月30日付け環境再生・資源循環局長通知「一般廃棄物処理業務における『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』等を踏まえた対応について（通知）」を発出し、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを各都道府県知事宛に通知しました。引き続き、本通知の趣旨について、周知を図ってまいります。

廃棄物処理システムの脱炭素化については、『2050年温室効果ガス排出実質ゼロ』に向けた検討を進めるため、令和3年8月に中央環境審議会循環型社会部会において「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を公表し、令和4年9月には「循環経済工程表」を策定しました。

また、令和5年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、気候変動への対応について「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進」の視点を、3R・適正処理の推進について「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しました。加えて「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させました。

一般廃棄物処理施設は、平常時及び災害時を通して一般廃棄物の処理を適正かつ着実に行い、地域の資源循環を支えるとともに、地域創生の基盤となる重要な社会インフラです。廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物処理施設整備計画等を踏まえつつ、防災・減災や国土強靭化、廃棄物エネルギーの利用等の観点からも、廃棄物処理施設を核として地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について、循環型社会形成推進交付金等で支援することにより、早急かつ適切な更新を進めてまいります。

循環型社会形成推進交付金等による支援では、浄化槽の整備も重要です。浄化槽は地域の水循環を確保し、公共用水域の水質保全を図ることで生活環境の保全に寄与するとともに、地域の事業者の力で設置・維持管理が行われるため、地域活性化にも貢献できると考えており、一層の整備推進と維持管理の徹底を図ってまいります。

また、令和6年8月には、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。これに基づいて多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に向けて、廃棄物処理施設の整備や広域化・集約化、特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等を推進してまいります。

本年も、昨年に引き続き、災害廃棄物を含めた一般廃棄物の適正・円滑な処理を推進するとともに、循環型社会と脱炭素社会の統合的実現に向け、これら施策の実現に向けて全力を尽くしていく所存です。

皆様におかれましても、廃棄物・資源循環行政に変わらぬ御支援、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

最後に、この一年が皆様方にとって大いなる飛躍の年となりますよう、心から祈念いたしまして私の年頭の挨拶とさせていただきます。



年頭所感

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長 沼田 正樹

新年明けましておめでとうございます。

平素より浄化槽行政の推進に御理解、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。また、浄化槽の整備や維持管理を通じて、生活環境の保全や公衆衛生の向上に多大な貢献をいただいている皆様に対して、改めて感謝申し上げます。

現在、我が国の汚水処理人口普及率は、約93.3%となりましたが、地方を中心に未だ約830万人の方が汚水処理施設を必要としています。効率的・持続的な汚水処理施設を構築するための都道府県構想の見直しも全国で進んでおり、複数の県や市町村において、下水道や集落排水などの集合処理から、個別処理の浄化槽に切り替えて汚水処理施設の早期整備を目指していく動きも顕著に現れています。我が国が本格的な人口減少期を迎えており、分散型処理施設である浄化槽はその強みをより発揮できる状況にあり、汚水処理の概成に向け未普及の状態を解消していくうえで、浄化槽の果たす役割はますます大きくなっているものと考えています。

その一方で浄化槽行政については、未だに約349万基が残存している単独処理浄化槽への対応や、適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の確保など、依然として多くの課題が残されています。環境省では昨年、有識者検討会を立ち上げ、特定既存単独処理浄化槽の適用実績の拡大や、浄化槽台帳の整備・情報収集のデジタル化といった論点について関係団体・自治体へのヒアリングも実施しながら議論を重ねてまいりました。11月に取りまとめた報告書を踏まえ、特定既存単独処理浄化槽の判断基準の明確化、デジタル化事例集や自治体向け指導・助言マニュアルの作成、予算面のメニュー強化など、具体的な対策を進めてまいります。

また、昨年は元日に発生した能登半島地震を契機に、災害時のトイレ整備・し尿処理に大きな関心が向けられた年でもありました。私自身も発災直後から、仮設トイレの増設に対応するためのバキュームカーの派遣調整、被災浄化槽の復旧に向けた体制整備等に従事しましたが、こうした経験は、日頃は当たり前と思いがちなし尿処理というインフラが如何に貴重なものであり、多くの方々の日々のご尽力によって成り立っているものであることを、改めて見つめ直す契機ともなりました。

今回の震災を通じて、災害発生後の速やかな浄化槽復旧に向けた平時からの体制整備の重要性が改めて浮かび上りました。また、各地域の浄化槽設置状況が正確に把握できていない場合は初動対応にも影響が生じますので、こうした点からも浄化槽台帳の重要性が再認識されたと考えています。震災で明らかになったこれらの課題についても、順次取り組んでまいります。

この他に、今年の通常国会において議員立法による浄化槽法改正を目指す動きもあり、浄化槽行政は令和元年以来の大きな変化の時期を迎えつつあると感じています。こうした時期にあって、それぞれの地域における行政・事業者・関係機関の連携がより重要となります。関係者の皆様には、協議会の設置・活用をはじめとする連携強化に向けた取組を引き続きお願いいたします。

人口減少に伴い労働人口も減少していく中で、行政・事業者双方におけるデジタル化への対応など、社会状況を踏まえた変化が求められます。汚水処理施設の概成、さらにはその後も見据え、持続可能な浄化槽システムのあり方を考えていかなければなりません。環境省としては、こうした点も念頭に置きつつ、関係者の皆様と手を携えて、浄化槽行政を進めてまいりたいと考えております。本年も御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、皆様のますますの御健勝と御発展を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



行田市的一般廃棄物 処理行政について

行田市長 行 邦 子

明けましておめでとうございます。

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、日頃から一般廃棄物の収集・運搬、適正処理等を通して、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に格別な御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

行田市は、北は利根川、南は荒川の二大河川が流れる肥沃な関東平野の穀倉地帯に位置し、さきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里などに加え、郊外には多くの屋敷林や社寺林がある緑豊かなまちです。

また、県内屈指とも言える多くの地域資源に恵まれています。国宝「金錯銘鉄剣」が出土した稻荷山古墳や国内最大級の円墳である丸墓山古墳など9基の大型古墳で構成される「埼玉古墳群」は、国の特別史跡に指定されています。戦国時代に石田三成の水攻めに耐え、後に「忍の浮き城」としてその名を轟かせた忍城は、小説・映画「のぼうの城」の舞台にもなりました。さらに、明治から昭和のはじめにかけて市の基幹産業として発展した足袋産業は、戦後、ナイロン製靴下の普及により衰退したものの、行田足袋や足袋蔵は、「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」として、埼玉県内唯一の日本遺産に認定されています。

行田市では昨年、市の新たな総合指針として「行田市基本構想」を策定しました。この構想では、将来の行田市の姿を、イラストを添えたストーリー仕立てで描いています。そしてその中には、未来の学校で子どもたちが学ぶ姿や、カフェや室内遊園地が整備された公園で遊ぶ親子の姿、幹線道路沿いに企業が進出して街が発展している姿などと合わせて、「豊かな自然の中で四季折々にバードウォッ칭が楽しめる」という一節があります。私たちは、行田市を発展させるだけでなく、豊かな自然を次の世代に継承していくなければなりません。

さて、本市における一般廃棄物処理行政につきましては、令和4年3月に「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。今後は人口減少の影響によりごみ排出量は減少すると予測されますが、市民1人1日あたりのごみ排出量については、計画期間である令和18年度までに、令和2年度比137g減の884gにするなどの目標を定めています。また、生ごみ処理機等の購入費補助によるごみ減量化や社会福祉協議会との連携によるライフ＆フードドライブ事業を実施し、食品ロスの削減にも努めています。更に、令和4年10月には民間事業者と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を結び、市役所本庁舎や公共施設にマイボトル用のウォーターサーバーを設置し、ペットボトル等のプラスチックごみ削減を図っています。

ごみ処理施設につきましては、昭和56年竣工の粗大ごみ処理場と、昭和59年竣工の焼却施設の2施設とも稼働開始から40年余が経過し、施設の老朽化に伴うごみ処理能力の低下等により、新たなごみ処理施設の整備が課題となっていました。

そこで、隣接する羽生市との共同による新たなごみ処理施設の整備に向けて、令和3年3月に羽生市と本市による「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」を締結しました。同年10月には両市で共同処理する事務や整備する施設内容、費用負担割合などを定めた合意書の締結に至り、令和4年4月に「行田羽生資源環境組合」を設立、昨年9月には、同組合において新ごみ処理施設の整備及び運営・維持管理に係る事業契約を締結しました。現在は、令和10年4月の新ごみ処理施設稼働に向けて、詳細設計を進めており、今後、建設工事に着手する予定でございます。

生活排水の処理につきましては、公共用水域の水質保全を図るため、令和2年3月に「行田市生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備について、効率的かつ効果的に取り組み、生活排水処理率の向上に努めています。特に合併処理浄化槽の整備につきましては、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換に、補助金を交付しています。

今後とも、「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「行田市生活排水処理基本計画」の基本方針に基づき、市民・事業者との連携のもとで、さらなる4Rやごみの適正な処理・処分の推進、及び生活排水処理率の向上に努めてまいりますので、引き続き、埼玉県一般廃棄物連合会の会員の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴連合会の益々の発展と、会員の皆様の御健勝とさらなる御活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



草加市的一般廃棄物 処理行政について

草加市長 山川百合子

新年明けましておめでとうございます。

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのことと謹んでお喜び申し上げます。また、日頃から一般廃棄物の収集・運搬、適正な処理を通じまして、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

草加市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都足立区に隣接する人口約25万人の市です。今から418年前（慶長11年・1606年）に奥州街道（現在は日光街道）の整備に伴い、大規模な新田開発とともに村落が形成されたのが、宿場町「草加」の始まりと言われております。また、江戸時代の俳諧師・松尾芭蕉の「おくのほそ道」の一節にもその名が刻まれております。

本市中央部を流れる綾瀬川沿いの草加松原では、松尾芭蕉の風景観を表す風致景観として、平成26年3月に国の名勝指定を受けた「おくのほそ道の風景地・草加松原」など、旧日光街道沿いには、今なお古い街並みと歴史を感じさせる場所が数多く残されております。交通インフラにも恵まれ、市の中央部を東武スカイツリーラインと国道4号線が縦走し、東京外環自動車道が東西に延びる交通の利便性に優れた立地になっています。また、東京日本橋まで約15キロメートルという好条件もあり、高度経済成長期には東洋一のマンモス団地と呼ばれた松原団地が造成されたことから、市の人口は急拡大してきました。現在におきましては、松原団地跡地はリニューアルされ、また市北部の新田駅周辺、市南部の谷塚駅周辺も再開発を進めており、若い世代や子育て世帯が街に新たな彩りを与えてくれ、今なお人口は増加傾向にあります。

さて、近年の環境を取り巻く情勢は大きく変化しております、地球温暖化による気候変動、エネルギー問題やプラスチックごみによる海洋汚染などの環境・廃棄物課題が、私たちの日常生活や社会経済に大きな影響を与えています。

これらの課題解決に向けて本市が取り組むべき環境・廃棄物施策は、省エネルギーの推進や生物多様性への理解の促進、公害防止対策の推進、更にはごみ減量の推進や再資源化の促進など、本市の持続可能性を支えるSDGs戦略の柱をなす施策として位置付けていく必要があると考えております。

令和3年4月には、草加市を含む埼玉県東南部地域5市1町において、2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質排出量ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ共同宣言」を行いました。今後5市1町では、再生可能エネルギーの利用推進、廃棄物の削減、省エネ・再エネ普及啓発事業などの共同取組を検討し進捗管理を行うなど、省エネや循環型社会形成に向けた取組を推進し、国際社会の一員として圏域内の住民の皆様、事業者の皆様と協働しながら、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

また、本市の一般廃棄物処理行政につきましては、循環型社会の構築を目指すため、平成29年3月に「草加市ごみ処理基本計画」を改定し、ごみの発生・排出抑制（リデュース）や再利用（リユース）を優先するとともに、再生利用（リサイクル）と併せて各種施策に取り組み、環境負荷の低減に配慮した施策を推進しております。同計画では、最終目標年度の令和8年度には、市民1人1日当たりの可燃ごみ排出量を485グラム、資源化率を20.0%にすることを目標としています。

循環型社会の実現に向けた本市の主な取組としましては、公共施設等における古着古布や廃食油、小型家電やせともの類の拠点回収の実施、生ごみ処理容器等購入者に対する補助金や古紙類・古着類の回収を実施した市民団体に対する奨励金の交付を行っているほか、粗大ごみで出されたまだ使うことができる家具類については、リユース品として毎月第4土曜日に草加市リサイクルセンターで「リユース品の展示販売」を行うなど、リユース、リサイクルを推進する事業を行っております。

事業者との連携事業といたしましては、令和2年3月に環境省及び経済産業省認定の再生事業者と協定を締結し、不要になった家庭用パソコンや小型家電を宅配便により回収に伺うサービスの開始や令和5年10月から民間事業者と埼玉県との協働事業に賛同し、市内公共施設において、子ども食堂などに配布する「フードドライブ事業」を実施したほか、令和6年1月からは製紙会社との協定に基づき、ティッシュ空き箱再生回収事業の実証実験を実施しているところです。さらには、令和5年12月にインターネットを活用したフリーマーケットアプリ・サイトを運営する事業者と協定を締結し、市民の皆様のリユース活動を促進するなど、市民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力を得ながら、今後もりデュースの観点から「ごみにしない取組」を進めてまいります。

加えて、草加市では「だれもが幸せなまち」の実現に向けて、SDGsの仕組みづくりを国へ提案したところ、この度、内閣府が選定する「SDGs未来都市」及び「特に優れた取組である自治体SDGsモデル事業」に埼玉県内初のダブル選定をされました。

今後につきましては、SDGsのまちづくりの牽引役として、経済・社会・環境の三側面からSDGsの達成を目指しながら、市民の皆様、事業者の皆様との「対話」を大事にし、「だれ一人取り残さない」福祉を目指し、丁寧に着実に市政を進めてまいりますので、引き続き貴会会員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々の御発展と、会員皆様方の御健勝とさらなる御活躍を祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



埼玉県における 一般廃棄物処理行政について

埼玉県環境部資源循環推進課

課長 尾崎範子

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様、あけましておめでとうございます。皆様におかれましては新たな年を迎える、御健勝にお過ごしのこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃本県の一般廃棄物行政の推進に多大な御理解、御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は令和6年能登半島地震により、全壊・半壊合わせて3万戸以上など甚大な被害が発生しました。県では、被災地の復旧・復興に向けて職員を自治体に派遣し、公費解体に関する業務等の支援を行っています。

災害廃棄物の処理においては、自治体単独での処理は困難であり、皆様のご協力が不可欠です。

地震や水害を起因とした災害廃棄物処理のため県、市町村及び一部事務組合を会員とする埼玉県清掃行政研究協議会と貴会は、「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を締結しております。貴会におかれましては、多くの現場で災害廃棄物の円滑な処理に御協力いただいております。

県としても、激甚化・頻発化する自然災害に対し、適正かつ迅速に対応するため、引き続き市町村へのサポートを継続してまいりますので、常日頃から専門知識と技術の研さん努められている皆様に、今後とも、格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

加えて、このような災害に備え、発生時に迅速かつ適切な対応ができる職員を育成するため、貴会を始め多くの関係団体に御協力いただき「災害廃棄物処理に係る研修会」を実施してまいりました。

市町村職員と皆様との「顔の見える関係」の構築が重要なことから、昨年の研修会では、演習への御参加をお願いしたところ、多くの方々に御参加をいただきました。貴重な御意見や知識を共有いただき、参加者にとって大変有意義な学びの場となりました。重ねて感謝申し上げるとともに、今後の災害廃棄物処理に生かしてまいります。

ひとたび災害が発生すると災害廃棄物の処理が長期間にわたり、住民生活に大きな影響があることから、普段から災害に備えることは大変重要です。今後も、貴会会員の皆様と市町村、県との連携の強化を進めてまいりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

さて、昨年8月2日に政府は「第5次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。この計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定められるものです。当該計画では様々な指標が定められていますが、新たな指標として「1人1日当たりのごみ焼却量」が設定されました。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造から脱却し、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）に移行していくことが重要です。

県では、サーキュラーエコノミーの推進を重要施策の一つと位置付け、本格的に取組を進めております。

令和6年度から新たに、廃棄物処理業者の皆様の再資源化技術の高度化を支援する「埼玉県再資源化技術高度化支援補助金」を新設しました。この補助金は、リサイクル材の品質を高めたり、量を増やしたりするための設備投資が主な支援対象です。

さらに、他の企業・自治体等と連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスの創出を支援する「埼玉県サーキュラーエコノミー型ビジネス創出支援補助金」も令和5年度に引き続き実施しています。この補助金では、関係者による廃棄物の新たな回収・リサイクル等の仕組みづくりの検証や、リサイクル材の販売先と連携した新製品づくりの実証などを支援します。

このほか県では、サーキュラーエコノミーに取り組む企業、自治体等で構成される「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム サーキュラーエコノミー推進分科会」を昨年6月に設置し、埼玉県一般廃棄物連合会様にも御参画いただきながら、実証実験や講演会、会員交流会など様々な活動をしております。

会員の皆様におかれましては、本県の循環型社会形成の担い手として大変重要な役割を果たしていただいている、皆様の御協力なくしてサーキュラーエコノミーの実現は無いものと考えております。引き続き格別のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

ここに貴会会員の皆様の御貢献に敬意を表しますとともに、本県における一般廃棄物の適正処理と公衆衛生の向上に、引き続き、より一層の御支援、御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の会員の皆様の御健康と、今年一年が皆様にとりまして実りある飛躍の年となりますことをお祈り申し上げまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。



埼玉県における浄化槽行政について

埼玉県環境部水環境課

課長 堀口 郁子

埼玉県一般廃棄物連合会の会員の皆様、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、日頃浄化槽の適正な維持管理の推進につきましては、多大なる御協力に厚くお礼申し上げます。

さて、県では、これまで河川水質の改善や水辺の保全・再生に向けて「川の再生」に取り組んでおります。皆様の御協力により、令和5年度の県内河川のBOD環境基準達成率は91%となっており、河川の水質は改善の傾向にあります。一方、単独処理浄化槽の老朽化及び汚水処理未普及解消のための合併処理浄化槽への転換の促進が大きな課題となっております。令和5年度末現在で、約44万人分の台所排水等の生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されており、河川の更なる水質改善のためには、合併処理浄化槽や公共下水道などの生活排水処理施設の整備を進めることが重要です。生活排水処理人口普及率は令和5年度末現在は94.0%と年々着実に改善しているものの、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」で定めた令和7年度までに生活排水処理人口普及率を100%とする目標の達成に向け、更なる取組強化が必要となっています。

また、水質改善には浄化槽の維持管理も重要です。令和5年度の11条検査の受検率は24.0%と平成17年度に比べておよそ7倍まで上昇しているところですが、一方で令和4年度末時点の全国平均に対しておよそ半分にとどまっており、引き続き未受検者への普及啓発・指導が必要な状況となっております。

こうした課題の解消に向けて、令和2年度に浄化槽法が改正され、維持管理情報を含む浄化槽台帳の整備が県に義務付けられました。浄化槽台帳に記載する維持管理情報の収集につきましては、埼玉県浄化槽適正処理促進協議会で検討を進め、普段の業務においてパソコンになじみがない場合も維持管理情報をデジタル情報として県に御提供いただけるシステムの整備を令和3年度に行いました。このシステムは、浄化槽の清掃や保守点検を行った際にその場で清掃等の実施についてスマートフォンを利用して入力し、清掃の実施や浄化槽の位置情報を御報告いただくものです。

令和4年度から保守点検情報についてこのシステムを運用開始しました。清掃情報についても令和5年度から一部市町村より御提供をいただきしております、今年度中に、県が対象とする全ての市町村に対象を拡大し、清掃情報の収集を行います。

御報告いただいた浄化槽維持管理情報は浄化槽台帳に登載し、法定検査の受検をはじめ保守点検・清掃の適正実施についての浄化槽管理者に対する指導に活用してまいります。令和5年度、浄化槽台帳が整備されている4市町において法定検査未受検者に対する個別通知を行い、令和6年度は対象を拡大して7市町において個別通知を行いました。御提供いただきました維持管理情報については引き続き維持管理未実施者に対する指導に役立ててまいります。維持管理情報等の収集に当たり、貴会並びに会員の皆様の御協力がますます重要になってまいります。今後とも皆様にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

そのほか維持管理の適正化を推進するための制度として、県では平成27年度から保守点検、清掃及び法定検査を一つの契約書で行う浄化槽維持管理一括契約の導入を市町村単位で進めております。現在の導入市町村の総計は16市町となりました。今後も、県内全域での導入に向け、清掃業者、保守点検業者、指定検査機関及び市町村と調整をしながら、一括契約制度の利用促進を図ってまいります。貴会会員の皆さまにおかれましては、引き続き法定検査の受検推進のため、一括契約及び法定検査の必要性の周知等について御協力を願いいたします。

県では、令和3年度から「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」通称「リバサポ」に取り組んでいます。リバサポは川の清掃や環境学習などで活躍する川の国応援団に加え、新たに企業や個人にも活動に参画していただき、それぞれが連携しながら、川の保全や川との共生の取組を更に広げ、SDGsを実現することを目指しています。貴会の皆様も是非、リバーサポーターとして、活動していただければと思います。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして新年の御挨拶とさせていただきます。



～地道な努力が交通安全意識の普及高揚に結びつく～

埼玉県警察本部交通部理事官兼交通総務課

課長 小林直之

令和7年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様には、平素より警察活動各般にわたり、とりわけ交通事故防止活動に対して深いご理解と多大なるご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は増え続ける自転車乗用中の交通事故を抑止するため11月1日に道路交通法の一部を改正する法律が施行され、自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」）と酒気帯び運転、酒気帯び運転をした違反者に対する酒類の提供、同乗、自転車の提供に罰則が整備されました。

まず、いわゆる「ながらスマホ」については、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金（主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）と定められ、これまでの埼玉県公安委員会規則で規定されていた5万円以下の罰金から引き上げられることとなりました。

また、自転車の酒気帯び運転が新たに規定され、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（酒気を帯びた者への自転車の提供は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、酒気を帯びた者が運転する自転車への同乗及び運転者に対する酒類の提供は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）となりました。

警察庁の統計では、自転車乗用中の人が第1当事者となる交通事故のうち、携帯電話使用等に起因する交通事故件数は、平成30年から令和4年の5年間においてその前の5年間と比べ53.9%の増加となっております。

また、酒気帯び運転に起因する交通事故における死亡、重傷事故率は、自転車が第1当事者の場合、酒気を帯びていない場合と比べて約1.9倍、自転車が第2当事者の場合、約2.5倍となっています。

自転車の交通ルールについて、今一度、従業員の皆様やそのご家族に対し、今回の改正部分に加え、乗車中のヘルメット着用や自転車の交通ルール及びマナーの遵守を呼びかけていただくことで、県内における交通安全意識の普及にご協力頂けると幸いです。

新年を迎えるほどなく企業では人事異動による人の動きがあるほか、小学校では、つい最近まで幼稚園などに通っていたこどもたちが新入学児として歩行者デビューする時期をを迎えます。

業務や通勤等において車両を運転するにあたり、たとえ通りなれた道や時間帯であったとしても、交通の流れが変化したり、歩行者デビューして間もないこどもたちが増えることで見通しの悪い交差点での急な飛び出しや、車両の直前・直後の横断など、道路における危険な行動をとるこどもたちがいるかも知れません。

県警察としては、こうしたこどもたちや保護者の方々に対し交通安全教育を行っているところではありますが、ハンドルを握る際は、こうした危険を考慮し、業務中はもとより私生活においても道路環境に応じた安全な速度で運転する、予期せぬ動きを想定して徐行する、歩行者の側方を通過する際には間隔を十分取るなど、思いやりをもった運転を心掛けていただきますようお願い申し上げます。

最後に、今年は乙巳ということもあり、諸説ありますが、努力が結果に結びつく年と言われております。

一般廃棄物の処理や環境衛生に携わり、県民の身近で働く貴協会会員の皆様におかれましては、日ごろ取り組んで頂いている交通事故防止コンクール、セーフティ&クリーンアップ作戦などの地道な努力が県内における交通安全意識の普及高揚という結果に結びつく年になりますよう、引き続き、交通事故防止にご協力いただけすると幸いです。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会の益々のご発展と会員の皆様のご健康、ご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



一般廃棄物の適正処理推進 国民の安心・安全確保に貢献

一般社団法人日本環境保全協会

会長 山条忠文

令和7年の年頭にあたり謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様には輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は早々の能登半島地震に始まり、重なる豪雨災害等自然災害の緊迫などや、さらには世界情勢の不安定化が続き物価の上昇など多くの困難を抱えるなどにより、多くの国民の生活や仕事に大きな影響を与えました。そのような中、会員各位並びに関係行政機関を始め関係団体の方々より、当協会の事業拡販にわたる格別のご理解とご支援ご協力を賜り、事業が滞りなく継続することが出来ました事を衷心より厚く御礼申し上げます。

一般廃棄物処理事業者である私共の事業は、社会や生活様式の多様性変容にあっても、常に「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」と位置付けられ、安定的な業務の継続が求められていることはゆるぎのないものであります。

日本環境保全協会は、昭和36年に一般廃棄物処理業者の全国団体として設立して以来60年以上永きにわたり、私共は一般廃棄物処理業者の健全な発展へ全会員一致団結のもとに事業の推進を図ってまいりました。

さらに今日私共は、一般廃棄物の適正処理を日々如何なる時も確実に実行することを社会使命に全国津々浦々で市町村行政に積極的に協力し、ごみ・し尿・生活排水の適正処理に努め、地域の最前線で住民の安心・安全の確保に取り組んでおります。

これまで本会は数次の大災害に際し、全会員一致結束のもと被災地で刻々と排出・廃棄されるし尿・ごみ処理の復旧支援に努めてまいりました。とりわけ、近年の気候変動により多発する自然災害では被災地において団体会員・ブロック協議会は、総力を挙げてそのし尿・ごみ処理、災害廃棄物の処理支援に奮闘してまいりました。今後におきましても環境省の災害廃棄物処理支援ネットワークメンバーとして災害復旧支援体制を堅持し、大規模災害発生時には適切・迅速な救援活動を展開してまいります。

一般廃棄物処理はその公共性から、継続的かつ安定的な適正処理の確保が極めて重要であります。美しい国・日本を未来に発展継承するため、私共は地域に根差した専門企業集団として、地域の環境の保全と地域創生に一層の貢献を果たす決意であります。

そのためにも環境への負荷の低減、資源循環・脱炭素を図るために食品リサイクル事業、容器包装・プラスチック資源循環促進等、各種リサイクル事業に積極的に取り組み、明日の循環型社会の形成に努めてまいります。

また、水環境の保全では、経済的かつ効率的、そして災害に強い合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理体制の整備を図ってまいります。

私どもは日本が直面する人口減少、高齢化、都市への人口集中、地方の衰退などの構造的課題と向き合い喫緊の課題も踏まえ、社会の要請にしっかりと応え、培った技術と組織力をもって資源生産性の高い循環型社会を構築していくために、環境保全事業を総合的に担う静脈産業の企業集団として事業を推進してまいります。

各位の旧に倍するご鞭撻をお願い申し上げますと共にご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、本年も引き続き感染症や大規模災害等に備えて、市町村等と連携し廃棄物の円滑かつ確実な処理を努力してまいります。最後になりましたが、会員各位並びに関係各皆様のご健勝とますますのご発展をご祈念申し上げますと共に、当協会への倍旧のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



2025年問題と浄化槽

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

理事長 西野則幸

埼玉県一般廃棄物連合会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は、当協会の運営に関しまして、多大のご指導、ご協力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。本年も引き続き、よろしくお願ひします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から早いもので5年が経過しました。令和4年5月からは感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ位置づけとなり、法に基づく外出制限等も年間を通じて行われなかったことから、ようやく私たちの生活もコロナ前と同様な行動を行えるようになりました。おかげさまで当協会においても、昨年は1月に「新年の集い」、5月には「総会・懇親会」を開催する等、コロナ前に行っていた行事を通年で実施することができました。今後ともより多くの会員の皆様や浄化槽関係者の期待に応えられるように取り組んでまいりたいと思います。

さて、年が改まり、今年は2025年となりました。2025年はこれまで「2025年問題」や「2025年の壁」といった時代の転換期としてその対応が求められる節目の年とされてきました。

まずは「2025年問題」ですが、これは2025年には日本国民の5人に1人が75歳以上の後期高齢者となる超高齢化社会を迎えることで、雇用、医療、福祉といった日本経済や社会の幅広い分野に影響を及ぼすことになり、それへの対応が待ったなしの状況にあるとして警鐘が鳴らされてきたものです。特に雇用の分野では人手不足が深刻化することで、多くの企業にとって事業継続が危ぶまれる恐れが指摘されてきました。

「2025年の壁」では特にIT分野において企業でのDX（デジタルトランスフォーメーション）が十分に進まずこれまでのシステムを使い続ける場合、市場の変化に対応していくことになり大きな経済的な損失を被るとの警告でした。

2025年問題で指摘されている人手不足ですが、産業分野である浄化槽業界としても深刻な問題となっています。少子化が進んで労働人口が減少していく中で新たな働き手を確保して人手不足を解消するのは容易なことではありません。浄化槽業界でも多くの企業が新たな求人を募集しても十分な人手を確保することができない状況にあります。このため、この人手不足を埋めるための対策の一つとして「2025年の壁」対策にも繋がりますが、日々の業務の中でこれまで人力に頼ってきた部分をできる限りDX（デジタルトランスフォーメーション）化を進めていくことで人手不足の穴を埋めべく取り組んでいくことは避けては通れない課題であると考えます。

また、「2025年問題」の根幹でもある超高齢化社会がやってくることは、年金による生活を中心となることが多いと思われる少人数高齢世帯も増加することになり、浄化槽の分野でも大きな問題を抱えることが懸念されます。

1つは特に少人数高齢世帯を中心に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のスピードが現在でもなかなか進んでいませんが、さらなる鈍化につながることが懸念されます。埼玉県では主に高度経済成長期に設置された単独処理浄化槽が未だに多数残っております。このため、河川等の公共用水域の保全を図るために合併処理浄化槽への早期転換の実現が大きな課題となっています。合併処理浄化槽は生活雑排水を含めて家庭から出る汚水を処理するため、下水道整備区域以外の地域ではし尿だけしか処理されない単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていくことが強く求められています。しかしながら合併処理浄化槽への転換には特に個人設置型の場合、国などからの補助金があっても個人負担は少なくありません。浄化槽転換に係る新たな費用負担が厳しく、また、合併処理浄化槽への転換を促されても長期的に利用するかわからない少人数高齢世帯にとって、単独処理浄化槽でも水洗トイレは利用できていで日常で不自由が生じていないこともあります。今後ますます合併処理浄化槽への転換が進まなくなることが考えられます。

2つ目として特に合併処理浄化槽は下水道整備区域以外の地域において河川等の公共用水域を保全するためには家庭から排出される汚水を処理するものとして必要不可欠な施設であり、その性能を十分に発揮させるためには適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を定期的に実施して使用していただくことが不可欠です。しかしながら、埼玉県では残念ながら維持管理、とりわけ法定検査の受検率が最新の令和5年度でも24.0%と令和4年度の全国平均である48.2%の半分以下の状況です。浄化槽業界としても引き続き、法定検査を含む維持管理の重要性を広く多くの県民の方に伝えていくとともに、特に少人数高齢世帯を中心全国でも維持管理費用の負担が大きなネックとなってきていることもあります。国も少人数高齢世帯を対象とした維持管理補助制度を創設したところですが、国の補助要件のハードルがかなり高いこともあります。行政に対しては今後とも少人数高齢世帯に対する維持管理費用の負担軽減への協力もお願いていきたいと思います。

今後もますます高齢化社会が継続することで浄化槽業界にとっても困難な状況が続いていくことが予想されますが、浄化槽業界が一致団結し、また、行政の力も借りながらこれからの時代を乗り越えていきたいと思います。

結びとなりますと、埼玉県一般廃棄物連合会の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



浄化槽維持管理の 現状と課題について

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

代表理事 野口 裕司

明けましておめでとうございます。新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げますとともに本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

埼玉県一般廃棄物連合会の西野日出夫理事長をはじめ会員、職員の方々に、平素より浄化槽の法定検査の推進に多大なるご支援、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年は、能登半島地震による災害や日本航空と海上保安庁の航空機が衝突・炎上した事故が年明けから発生し、不穏なスタートとなりました。さらに能登半島では、9月に豪雨が発生し震災に追い打ちをかける甚大な被害がありました。とても痛ましく悲しい気持ちにさいなまれ、このような気持ちは皆さまも同じではないかと思います。埼玉県内では、7月にダウンバーストが原因と思われる突風により建物や樹木の倒壊などの被害を受けました。埼玉県は、かつては災害が少ない地域でしたが、近年では災害が頻発しています。気候変動の影響もあってか、いつ災害が発生するか分からず生活を営むことに気が気でない毎日です。日頃の備えは、生活中でも重要であることは言うまでもありませんが、特に、エッセンシャルワーカーとして貴連合会の皆さまが営む事業におきましては、生活と事業を常に同時に意識されていることに多大なご苦労を察し、心から敬意を表します。

県内の浄化槽法第11条検査は、令和5年度末に、24%と1.0ポイント上昇しました。令和4年度の全国平均48.2%と比べて低い率とはいえ、年間11万件にのぼる実績で検査件数においては全国の上位に位置します。浄化槽設置基数（令和6年3月31日未現在）は、473,776基（単独処理浄化槽222,521基、合併処理浄化槽251,255基）と令和4年度末に比べて220基増加し、単独処理浄化槽は3,610基減少し、合併処理浄化槽は3,880基増加しました。合併処理浄化槽が前年度より0.8ポイント増加し、徐々に単独処理浄化槽からの転換が進んでいます。浄化槽の設置数が多い県内においては、分散型排水処理として水環境の保全に寄与するために、より一層、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要になることはいうまでもございません。

法定検査から見たBOD測定結果（令和5年度実施分）を紹介します。合併処理浄化槽では、83.4%が処理目標水質である 20mg/l 以下を達成しています。一方、 30mg/l を超過した結果が、9.1%ありました。この結果は、検査員検査（検査員による直接実施する検査）ですが、近年、経年で見ても同じ傾向があり、指定採水員検査も同様です。

単独処理浄化槽では、処理目標水質 $BOD90\text{mg/l}$ 以下を88.3%が達成し、 120mg/l を超過した結果が7.1%でした。指定採水員検査の結果においても同様の傾向です。処理水質としては9割が性能を達成しています。

これらの結果から見ても合併処理浄化槽は水質保全に大きく貢献しているといえます。さらに単独処理浄化槽では生活雑排水が未処理であることを考えると合併処理浄化槽への転換により、水環境が一層改善されることが期待されます。

この水質結果について、原因を法定検査結果から多い指摘事項を抜粋すると、「清掃の未実施を含む実施回数の不足」、「保守点検の未実施を含む実施回数の不足」、「消毒剤切れ」となります。十分な清掃や保守点検による機能の調整が施されていないことが、BODの超過の原因のひとつと思われます。

このような結果を見ても浄化槽における維持管理が重要であることはいうまでもありません。現在、埼玉県浄化槽協会と「埼玉県浄化槽法定検査推進協議会」を設置し、法定検査の受検率の向上対策など協議しています。さらに、さまざまな懸案について協議した結果を県に検討をお願いしたり、受検率向上のための市町村への働きかけなどを進めています。維持管理の100%実施を目指し尽力してまいりますので、貴連合会におかれましては、引き続き一層のご指導ご協力をお願いいたします。

令和7年の十二支は、「巳年」です。巳（へび）は、脱皮を繰り返すことから不老不死のように「復活・再生」という意味で例えられ、「強い生命力」を象徴するそうです。さらに、十干の2番目である「乙（きのと）」の年であり「木」の要素を持つことから、草木がしなやかに伸び、そして広がりを意味するそうです。本年「乙巳（きのとみ）」の年は、巳（へび）のようにさまざまに変化に柔軟に対応していくながら、「力強く伸びて広がる（発展していく）」ような思いで、尽力してまいります。

結びに、埼玉県一般廃棄物連合会と会員の皆さまが益々発展され、供に協働し、埼玉県の環境や公衆衛生がさらなる改善と向上に繋がることを心より祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



現状を見据え創意工夫 健全な浄化槽業界の存続へ

埼玉県生活環境保全協同組合

理事長 関 根 学

新年明けましておめでとうございます。埼玉県一般廃棄物連合会の皆様におかれましては、希望に満ちた春を迎えておられるものとお慶び申し上げます。また平素より当組合の事業につきましてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、パリ五輪やメジャーリーグでの日本人選手による活躍のような華々しい出来事の方、年頭に発生した能登半島地震、続いて高知、愛媛での地震や各地での大雨による土砂災害等、痛ましい出来事も多くあったように思います。また国内での首相交代、米国での大統領交代といった、政治の不安と共にウクライナやガザの紛争も今尚終結の兆しはなく、原材料価格の高騰による国内での物価高は今後も人々の生活や企業の経済活動への重い枷として継続は免れないものと思います。

そのような中、貴連合会の皆様におかれましては地域の人々の生活を守るエッセンシャルワーカーとして、災害時の迅速な対応やかつての感染症対策に関する徹底した意識、そして行動力には同じ浄化槽業界に身を置く一人として敬服しております。近年では人手不足の問題も耳に入っており、地域によっては浄化槽清掃に多少の時間を要する事も目にしておりますが、保守点検業も同様で作業員の高齢化に伴う業務の扱い手不足により、廃業まで至る業者が見受けられております。

令和2年度の改正浄化槽法施行より浄化槽台帳システム整備が急務事項のひとつとされており、埼玉県でもスマートフォンの位置情報を利用した「報告くん」の活用等、現場での平常業務に加わる負担を最小限に留めている等、他県に引けを取らない取り組みが為されておりますが、今や現場だけでなく、浄化槽維持管理に携わる事務職等においても高齢化や人手不足が目立ってきており、行政の台帳システムに対応したデータによる報告のような電子化への対応が遅れているように感じます。

業界において新しい扱い手を得るために次世代の若者が業務に取り組む意欲が醸成されるような魅力が必要で、魅力を生むためには社会的役割を担う使命感はもとより、営利業務としての利益、継続による成長性が必要に思います。前述のように燃料や材料の価格高騰に煽られ、利益を失い企業として疲弊の一途を歩む業界に次世代の関心が集まるとは思えません。時世に沿った維持管理の適正な価格、それによる企業としての健全な経営が成り立つ業界であればこそ、次世代に引き継がれていきます。公営事業として今まで成り立っていた下水道は、維持費用が使用者からの料金のみでは成り立ちません。浄化槽を汚水処理の今後を担う恒常的な排水処理施設、インフラとして位置づけるのであれば、個別処理をこれまで通り所有者（管理者）の個人的経済のみに頼ることは、現実的とは言えないのではないでしょうか。浄化槽維持管理の三要素（清掃・保守点検・法定検査）のうち、清掃と保守点検は民間で営んでいますので、適正維持管理推進のためにも次世代へつなぐ企業としての健全な体力が必要です。

県内的一部の市町では、浄化槽維持管理への補助金という形で管理者への負担軽減、ひいては維持管理業者への後押しとして取り組まれておりますが、今年度、環境省でも循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）には、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業が個人設置型にも対象となり、活用にはいくつかの要件を満たす必要があります。昨年、県議各政党に向けての令和7年度予算要望において、当組合ではその辺に触れたものを作成しましたが、今後も浄化槽維持管理業界が次世代につなげるため維持管理業者の存続も視野に入れ、適正維持管理推進への取り組みを継続して参りたいと思います。

昨年5月にスタートしました、埼玉県により導入推進されている浄化槽維持管理一括契約制度の促進を目的とした事務代行事業につきましてもおかげさまで銳意継続しております。今後も業務の定期性確保の一助となれますよう、進めて参りたいと思います。また、こちらの取り組みでは近年の業界高齢化、業務継続が困難になりつつある事業者にお役立ちできますような工夫を考えております。実現の折には改めてご案内させて頂ければと思います。

今後も業界において、浄化槽が恒久的な排水処理施設として認知され、水環境保全や業界整備への取り組みは多くなるものと予見されますが、業者が適正維持管理に向けて取り組むときは、常に行政主導のもとで進める事、また浄化槽機能保全の為に欠かすことのできない清掃と保守点検が常に話し合い、意思疎通のもとで行う事が必要不可欠と存じます。これからも浄化槽の適正維持管理を支える民間業者の両翼として、意識の共有を忘れることなく事業に励んで参りたいと考えております。浄化槽大国である埼玉県において、従来からの業界の土壤を耕し、適正維持管理を目指す事は容易ではありませんが、嘆いていても何も始まりません。他県の現状にも目を向けながら、一步一步着実に事業を進め、業界整備、ひいては社業発展に結ぶ形で、貴連合会のお役に立てれば幸いでございます。

西野日出夫理事長率いる会員の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援、ご協力を賜れれば幸いです。

結びにあたり、貴連合会の更なる発展と連合会の皆様の益々のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶に代えさせて頂きます。

特集①

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について

環境省は2024年9月30日付で各都道府県知事宛に環境再生・資源循環局長通知「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について」を発出されました。通知は、内閣官房及び公正取引委員会で2023年11月29日に取りまとめた同指針（以下、指針）や、今年4月19日に閣議決定された「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を踏まえたもので、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項を記載しています。また、同日に総務省自治行政局行政課長から各都道府県及び政令指定都市の部局長宛に同様の内容の通知が発出されています。

全文を掲載しましたので、全て熟読いただきたいですが、概要をまとめてみました。

1. 市町村の一般廃棄物処理責任

一般廃棄物処理は、市町村が責任主体となり、安定的・衛生的な収集・運搬・処分を行う必要があります。社会情勢の変化に伴い人件費の高騰や人材不足が顕在化する中、事業継続性を確保する観点から、委託業者の労務費が適正に反映される契約条件の整備が重要です。一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があるとされています。

2. 価格交渉に関する指針と入札・契約手続きの運用

環境省が示す「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、安易な安値競争を避けるとともに、事業者側が適切な賃金水準を確保できるよう市町村が配慮するための指針です。入札の方式や契約条項の設定時に、積算根拠の十分な説明・確認を行うことが望されます。市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合等、地方公共団体における入札・契約手続きの運用においても、これらを十分に踏まえた対応が求められます。一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められます。

3. 令和6年度地方財政計画への反映

労務費上昇分を含めた契約金額や業務委託費が、各自治体の財政に過大な負担とならないよう、地方交付税措置が図られる見込みです。指針を踏まえた適切な入札・契約手続きを行ったうえで、国の示す地方財政計画や交付税措置を有効に活用し、安定的に廃棄物処理事業を継続していくことが期待されます。一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携していくことが求められます。

今後は、この指針・通知の趣旨を踏まえた上で、自治体ごとの実情に応じた契約手続き・価格交渉を行い、社員の労務環境を守りつつ、地域住民の衛生的・安心な生活環境を支える一般廃棄物処理体制をしっかりと維持していくことが求められます。

①9.30通知 環境省環境再生・資源循環局通知

環循適発第 2409302 号

令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長

(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げる。

令和 6 年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

これを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和 5 年 11 月 29 日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「価格交渉に関する指針」という。）として取りまとめたところである。

また、本年 4 月 19 日に「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について（令和 6 年 4 月 19 日付け 20240415 中第 1 号各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 6 年 4 月 19 日付け総行行第 200 号 総務省自治行政局長通知）が発出されており、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなる。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の施行により、労働時間に関する制度の見直し等を含めた働き方改革が総合的に推進されており、労働施策基本方針において、働き方改革によって生まれる生産性向上の成果

①9.30通知 環境省環境再生・資源循環局通知

を働く人に分配することにより、賃金の上昇と需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を実現し、国民一人一人の生活の向上を目指すこととされている。

については、価格交渉に関する指針、基本方針及び上記通知等を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴職におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。

市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難となることに留意が必要である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい。

①9.30通知 環境省環境再生・資源循環局通知

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 「発注者として採るべき行動／求められる行動」について（価格交渉に関する指針「発注者としての行動③」関係）

発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとする。

また、受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

これらを踏まえ、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合等、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、これらを十分に踏まえた対応が求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- ・ 都道府県別の最低賃金の上昇率
- ・ 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第209号）

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月労働統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

(2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項（基本方針第2「4」関係）

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定

①9.30通知 環境省環境再生・資源循環局通知

や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。

これらを踏まえ、一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。

(3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項（基本方針第2「4」（5）関係）

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められている。

- ・ 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これらを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

3. 令和6年度地方財政計画について

地方財政計画は、総務省において地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、地方財政計画を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障をするものである。

令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円が計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ）されているところである。

一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。

②9.30依頼 環境省環境再生・資源循環局廃棄物 適正処理推進課長

環循適発第 2409303 号
令和 6 年 9 月 30 日

総務省自治行政局行政課長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（依頼）

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないという極めて重い責任を有しており、他者に委託して処理を行わせる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 4 条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければなりません。この場合の委託基準の一つに、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げの実現が困難となります。

このため、今般の物価高騰等を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応をお願いするため、各都道府県知事あてに別添の通知を発出しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

③9.30通知 総務省自治行政局行政課長 通知

総行行第439号
令和6年9月30日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について(通知)

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当職あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務を含む地方公共団体の公共調達については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について(通知)(令和6年1月12日付け総行行第23号総務省自治行政局行政課長通知)において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年1月29日内閣官房、公正取引委員会。以下「指針」という。)を踏まえて対応することを周知しています。また、本年4月19日に「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されたことを踏まえて発出した「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和6年4月19日付け総行行第200号総務省自治行政局長通知)において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること等、適切に対応されるよう周知してきたところです。

貴職においては、別添の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、指針や基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

④10.9通知 埼玉県資源循環推進課長通知

資循第279-1号
令和6年10月9日

各市町村一般廃棄物担当課長
各清掃関係一部事務組合廃棄物担当課長] 様

埼玉県環境部資源循環推進課長（公印省略）

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

本県の廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和6年9月30日付け環循適発第2409302号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

同通知では、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてまとめられています。

「1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等」では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金は、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超えて受けることはできず、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることが明記されています。

「2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について」では、一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、(1) 発注者として採るべき行動／求められる行動、(2) ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項、(3) 労務費、原材料費、エネルギーコスト当の上昇への対応に関する事項の3点が、特に留意すべき事項として明記されています。

「3. 令和6年度地方財政計画について」では、ごみ収集など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、同計画において一般行政経費（単独）に300億円を計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ）した旨、明記されています。

については、貴市町村・貴組合におかれましては、同通知の趣旨、既述の重要事項を踏まえ、契約担当部（局）や財政担当部（局）等関係部局と必要な連携を図りながら、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、標記の件については、総務省自治行政局からも都道府県宛てに通知（https://www.soumu.go.jp/main_content/000970875.pdf）が発出されており、県市町村課を通じて貴市町村の担当課へ通知されることを申し添えます。

担当：企画調整・一般廃棄物担当 高橋
TEL：048-830-3106
Mail：a3100-03@pref.saitama.lg.jp

⑤10.9通知 埼玉県資源循環推進課長通知

資循第279-2号
令和6年10月9日

本庁各課(所)長
各地域機関の長
企業局各課所長
下水道局各課長
教育局各課(所)長

} 様

環境部資源循環推進課長

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について(通知)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和6年9月30日付け環循適発第2409302号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

貴各課(所)におかれましては、一般廃棄物処理の収集及び運搬並びに処分を委託する際は、同通知の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

※ 参考

別添通知内「2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について」において、地方公共団体による一般廃棄物処理業務の委託契約について、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する状況に応じた必要な契約の実施が求められています。

担当:企画調整・一般廃棄物担当 高橋
電話:048-830-3106
E-mail:a3100-06@pref.saitama.lg.jp

財政課長
市町村課長
入札課長

} 様

資循第279-3号
令和6年10月9日

資源循環推進課長

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について(通知)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和6年9月30日付け環循適発第2409302号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

同通知を受けて、市町村及び清掃関係一部事務組合に対して、契約担当部(局)や財政担当部(局)等関係部局と必要な連携を図り、適切に対応するよう別添のとおり通知しましたのでお知らせいたします。

担当:企画調整・一般廃棄物担当 高橋
電話:内線3106
E-mail:a3100-06@pref.saitama.lg.jp

特集②

浄化槽台帳の整備と維持管理指導について

埼玉県環境部水環境課

1. 背景

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と浄化槽の維持管理の向上を実現するために、浄化槽法が改正され（令和元年6月19日公布）、令和2年4月1日に施行されました。

この改正において、都道府県知事及び保健所設置市長に対して浄化槽台帳の作成と台帳への維持管理情報の記載が義務付けられました。また、都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があるときは、市町村、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者等の関係者に対して浄化槽に関する情報の提供を求めることができる規定が設けられました。

そこで、県では、浄化槽台帳の整備及び運用について、令和2年度に浄化槽法第54条に基づき「埼玉県浄化槽適正処理促進協議会」を設置し、貴会を含む関係各機関とともに協議を行ってまいりました。

浄化槽台帳の整備と維持管理指導の現状について皆様にお知らせいたします。

なお、浄化槽法第54条第2項において「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」とされています。関係の皆様におかれましては、今後の浄化槽台帳の整備及び維持管理に関する取組に積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

2. 浄化槽台帳における課題

浄化槽台帳は県及び保健所設置市や指導権限移譲市町で作成しています。

県では、全国浄化槽団体連合会が作成した浄化槽台帳システム「Z-Join」を利用しています。

既存台帳情報の精度は台帳作成機関によって大きく異なっている状況にあります。精度が低い原因としては、

- ①浄化槽に関する各種情報の表記等の違いにより一致しないこと（建築確認申請は地番表記だが、使用開始などの各種届出や維持管理情報は住居表示、区画整理等による住居表示の変更など）
- ②設置後の変更（家屋解体・建替えによる廃止、転居や空き家等での休止、管理者の変更など）に関する届出の未提出

の大きく二つの原因が考えられます。従来行ってきた下水道接続情報等による既存台帳情報の精査等の手法では台帳の精査に限界があり、また浄化槽ごとの使用実態を正確に把握することも難しい状況でした。

3. 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会における協議

令和2年度中に協議会及び協議会に設置された作業部会で浄化槽台帳の整備手法について検討し、令和3年3月に報告書「浄化槽台帳の整備について」を取りまとめ県内の浄化槽の維持管理情報は膨大であることから、維持管理情報の収集に当たって情報を電子データ化するなどの台帳整備における方針が示されました。

また、令和3年度にも引き続き協議会・作業部会を開催し、報告書に取りまとめた方針に基づき具体的な情報提供の手法について協議いただきました。協議結果に基づき、維持管理情報の電子データに未対応の事業者でも報告可能な「報告くん（収集システム）」の構築を行いました。また、既に電子データ化に対応している事業者については、エクセルで報告いただく方法を整備しました。加えて、収集した維持管理情報を浄化槽台帳と突合する「ツナグくん（突合システム）」を構築しました。

令和4年度は協議会・作業部会で新たな報告制度である浄化槽維持管理情報報告制度の運用開始に向けた関係機関との調整等について協議いただき、11月から報告くん等による保守点検情報の収集を開始しました。

令和5年度は協議会・作業部会で清掃情報の収集に関する運用及び保守点検については運用が開始されたことで判明した課題等について協議いただきました。

令和6年度は協議会・作業部会で新たに法定検査受検促進についての検討を開始しました。

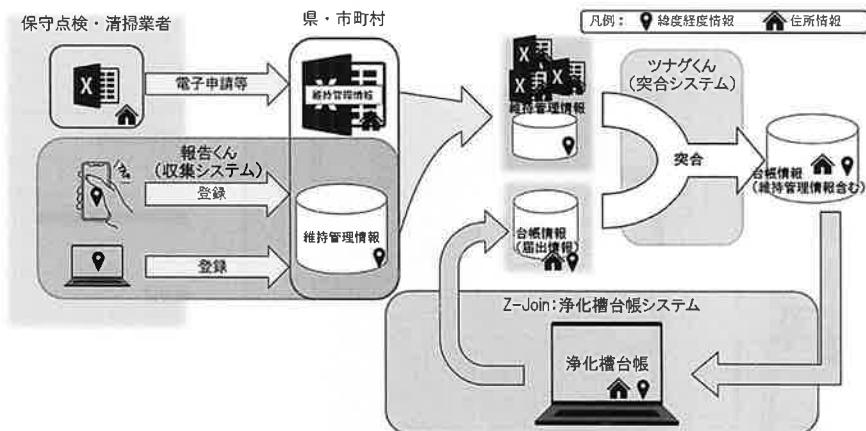


図1 報告くん、ツナグくん、浄化槽台帳の関係

4. 維持管理情報の報告制度の運用について

保守点検情報については令和4年6月から説明会を実施するとともに試行期間を設け、11月から報告制度を開始いたしました。

清掃情報に関しては、令和5年度に一部市町村で説明会を実施するとともに一部市町村より情報の収集を開始しました。令和6年度は、残りの市町村及び直接清掃業者から清掃情報を収集する9市町*に対し報告依頼の通知を行い、県が台帳を作成する31市町村から清掃情報の収集を行う体制が整いました。なお、清掃情報については、従前から実施している市町村への清掃報告が利用可能な場合はその情報を市町村から入手します。ただし、下記9市町*の清掃情報に関しては、市町への清掃報告に住居情報などが含まれておらず、台帳に取り込みができないため、清掃業者から直接県に御報告を頂くこととなります。

* 清掃業者から直接御報告いただく9市町

加須市、深谷市、八潮市、蓮田市、鶴ヶ島市、白岡市、滑川町、川島町、宮代町

5. 報告くん（収集システム）の概要

報告くんはスマートフォンを用いて浄化槽維持管理の現場から位置情報及び維持管理情報をワンタップで県に送信するシステムです。保守点検業者向けに令和4年6月から試行を開始し同年11月から本格運用を開始いたしました。清掃業者向けに令和5年度7月から試行を開始し、令和6年度からは本格運用を開始いたしました。

なお、令和5年度から操作方法の動画を掲載しています

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/houkoku.html>)。

図2に報告くんの操作画面を示します。スマートフォンで報告くんのWEBページにログインすると、現在地周辺の地図が表示されます。地図は衛星画像で確認することも可能です。過去に自身が報告くんに維持管理情報を登録した浄化槽も地図上に表示されます。各浄化槽の初回報告の場合には、清掃・保守点検を実施した浄化槽を地図上でタップすることで報告ができます。報告内容はほとんどの情報が自動で反映されるのでタップのみで報告が可能です(図3)。また、帰社後にパソコンから報告することも可能です。初回報告時の各社の浄化槽管理番号の入力が必要になります。2回目以降は地図に表示されたピンをタップして報告します。浄化槽管理番号は履歴から自動表示されます。浄化槽管理番号により同一の浄化槽であることを判別するため、システム上、一度使用した浄化槽管理番号を別の浄化槽に使用できないようになっています(警告表示が出て入力ができない)。

その他の機能として、浄化槽位置を事前に仮登録する機能（仮登録時は報告済みの場合とピンの色が異なる）等の便利な機能がついています。また、自社の報告内容の一覧を座標値（位置情報）付きでCSV出力する機能（図4）が付いており、報告したデータを自社で活用することも可能です。

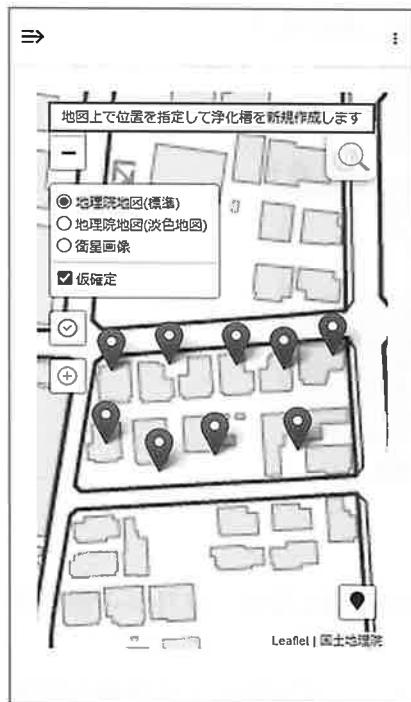


図2 スマートフォン地図表示画面

※過去に9基の浄化槽の維持管理情報が登録されている状態



浄化槽の種類
合併
各社の浄化槽管理番号
3
実施日
2021/11/18
業者名
test1
種別
<input type="radio"/> 保守点検 <input type="radio"/> 清掃 <input checked="" type="radio"/> 保守点検と清掃
洞掃の種類
通常
報告ステータス
<input checked="" type="checkbox"/> 確定

図3 スマートフォン報告画面



検索結果								
件表示	CSV出力	検索:						
管理番号	浄化槽の種類	住所	実施日	報告ステータス	保守点検	清掃	清掃の種類	
3	単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	
4	単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	
5	単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	

A	B	C	D	E	F	G	H	I
管理番号	浄化槽の種類	住所	実施日	報告ステータス	保守点検	清掃	清掃の種類	座標
2	3 単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	36.094727, 139.677738
3	4 単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	36.094718, 139.677851
4	5 単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	36.094745, 139.677965
5	8 単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	36.094514, 139.677556
6	9 単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	36.094547, 139.677687
7	10 単独	不明	2021/11/18	確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通常	36.094556, 139.677882
8	1 単独	不明	2021/11/18	仮確定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	廃止	36.094714, 139.677442

図4 システムのCSV出力画面

6. ツナグくん（突合システム）の概要

ツナグくんは、報告くん及びエクセル報告により報告いただいた浄化槽維持管理情報を県及び市町村が保有する浄化槽台帳と突合するシステムです。報告くんの緯度経度情報、エクセル報告の住所・管理者情報等に基づいて浄化槽設置情報と突合し、浄化槽設置情報と浄化槽管理情報の紐付けが可能となります。また、維持管理情報との突合と並行して地番と住居表示の突合及び変更された住居表示との突合などを行ってまいります。これにより浄化槽ごとの保守点検・清掃の実施状況が浄化槽台帳で確認できるようになることから、適正な維持管理の指導が大きく進むものと期待されます。

7. 維持管理指導及び今後の浄化槽台帳の活用に向けて

浄化槽台帳へ維持管理情報が記載されることにより、県や市町村で各浄化槽の使用実態や管理の状況を把握できることとなります。

県では維持管理情報を含む浄化槽台帳の整備に先立ち、維持管理指導を強化しています。県が指導権限をもつ31市町村に対し、令和5年度は4市町において、令和6年度は7市町において法定検査未受検者に対する個別通知を行いました。また、保健所設置市や指導権限移譲市町については、両指定検査機関と市町が協力して通知を行っています。

維持管理情報を含む浄化槽台帳の情報に基づき、法定検査の受検をはじめ清掃・保守点検の適正実施について浄化槽管理者に対して個々に直接指導することが可能になります。すべての浄化槽の管理の向上を目指して浄化槽台帳の整備に取り組んでまいります。

行政から浄化槽管理者に対する指導が進むことにより、清掃・保守点検の実施基数も増加が見込まれます。県として維持管理の漏れがないよう、清掃・保守点検・法定検査の一括契約を推進しております。清掃業者の皆様も、浄化槽管理者に対し、一括契約や受検申し込み代行をより一層働きかけていただくなど、適正な維持管理の実施にご協力をお願いいたします。

県では浄化槽台帳の整備をはじめ、浄化槽の維持管理の適正化を進めてまいります。関係の皆様には引き続き御協力をお願いいたします。

特集③

「人手不足解消と働き方」——若い世代を集め、定着させるための実践

～若者が“選び”、そして“続けたくなる”企業とは？～

1. 若い世代を企業に集めるにはどうすべきか？

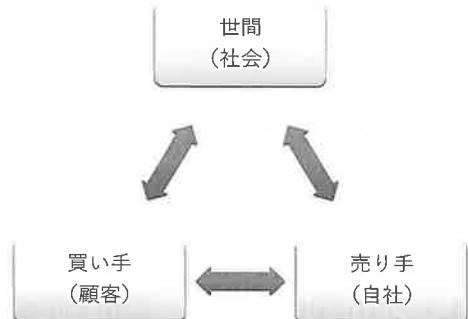
—「関心を持たれ、選ばれる企業」への第一歩—

①若い世代は“働くこと”に何を求めているのか？

かつては「安定した収入」や「昇進の見込み」が仕事を選ぶ基準とされていましたが、今の20代（いわゆるZ世代）は異なります。彼らは「成長実感」「社会貢献」「仲間とのつながり」といった“内的報酬”を重視する傾向が強くなっています。

これが、近年の「SNS採用」が盛り上がりを見せている理由の一つです。就職活動中の若者は、企業の公式サイトだけでなく、InstagramやYouTubeを通じて、企業の雰囲気や実際に働く社員の様子を確認します。「どんな仲間がいるのか」「どんな社風なのか」が可視化されることで、若者は“働くイメージ”を抱きやすくなります。

さらに、魅力的な企業の条件は、給与や福利厚生だけではなくなっています。特に注目されているのは「日常生活とのつながり」です。これは、企業の活動が社会貢献や地域貢献とつながっているか、仕事を通じて「自分は誰かの役に立っている」と実感できるかどうかに関わります。これは、商人の心得である「三方良し」の精神に通じる部分です。「売り手良し」「買い手良し」「世間良し」の考えが、今の若い世代にも響いているのです。



②若い世代に「響く」企業の発信方法とは？

若い世代にとって、企業を選ぶ際の判断材料は「情報の見やすさ」「企業の雰囲気」「仕事のイメージ」です。これらを効果的に伝えるために活用すべきなのがSNSや求人サイトです。

SNSでは、InstagramやTikTok、YouTubeが若者に強い影響力を持っています。これらの媒体では、テキストではなく“ビジュアル（写真や動画）”で企業の魅力を訴求することが重要です。特にオフィスや作業現場の映像、社員同士の和やかなやりとり、働く喜びが感じられるインタビュー動画は大きな効果を發揮します。

また、求人情報サイトでは、Indeedや求人ボックスなど無料・低コストで求人情報を掲載でき、若い世代も利用する求人メディアです。SNSとの連携を図り、「日常の仕事の様子」や「イベントの参加レポート」などを情報発信するのがポイントです。若者に刺さるコンテンツを作る上で重要なのは、“リアル感”です。業務内容だけを文字で説明するのではなく、働く人の“声”や“表情”が見える形で発信することで、求職者は自分を重ね合わせやすくなります。



③発信の前に、企業が「準備」すべきこと

企業が「若者に選ばれる企業」になるためには、外向けの発信だけでなく社内環境の整備が欠かせません。SNSの投稿は“見せかけ”では続きません。求職者が入社後に「イメージが違った」と感じれば、早期退職につながります。

そのため、「社内の本当の魅力」を発見する作業が不可欠です。実際に社員の声を拾い上げ、仕事のやりがいや楽しさを把握するインタビューの実施は有効です。社員自身が感じている「この会社の好きなところ」は、外部の人間には見えにくいものです。加えて、「カッコ良さ」も重要な要素です。人はビジュアルの良いものに惹かれるため、採用サイトや求人票のデザインにも工夫が必要です。「会社のロゴ」「作業服のデザイン」「オフィスの雰囲気」も企業のブランディングにつながります。

2. 若い世代が“続けたい”と思う企業になるには？

—「モチベーションダウン」を防ぎ、若者が辞めない職場づくり—

①廃棄物関連の企業に若者を“定着”させるため

のポイント

若手社員が早期離職してしまう理由の一つは「一人ぼっちだと感じること」です。入社しても「相談できる人がいない」と感じると、孤独感に苛まれます。これを防ぐためには、OJT（現場教育）時のフォローバック体制の強化が不可欠です。

また、廃棄物関連の企業は「3K（きつい・汚い・危険）」のイメージを払拭するのも効果的です。例えば、整理整頓された事務所、楽しそうな雰囲気づくりです。人はこういったところにいたくなる心理があります。



②若い世代が“続けたくなる”職場とは？

若者が「続けたい」と思う職場には、いくつかの共通点があります。

- ・人間関係が良い
- ・適切なフィードバックが受けられる
- ・将来のビジョンが見える

この3つの要素が整えば、若者は安心して働き続けます。特に重要なのは、“成長実感”を得られる仕組みです。入社後の教育支援が途絶えると、若手は「このままでいいのか」と不安に感じます。定期的なキャリア面談や個別フォローを行い、社員の成長を後押しすることで、モチベーションを維持できます。



③若者の「声」を定着につなげる組織運営とは？

最後に、「若者の声を行動につなげる仕組み」が欠かせません。

定期的な意見交換会を開き、社員が自由に意見を言える場をつくる。

匿名のアンケート調査を実施し、現場の不満を可視化する。

加えて、「心理的安全性」を確保する職場環境が求められます。社員が「何かあれば相談できる」と感じる環境は、離職率の低下に直結します。

<おわりに>

若者が“選び”、そして“続けたくなる”企業は、人の成長を促し、共感を得る企業です。会社の魅力を発信し、社員が「この会社を選んでよかった」と感じられる環境づくりに取り組むことが、人手不足の解消につながります。

<講師プロフィール>

村山 寛樹（むらやま ひろき）氏

株式会社ライフデザインラボ 代表取締役

株式会社リクルートにて中小企業の採用支援に従事。魅力を打ち出しづらいニッチな業界でもその会社にいる人では気付けていない魅力を言語化・発信し、採用を成功させる。採用支援の一方、年間200人以上の就職支援も担当。その後司法書士法人の人事部立ち上げメンバーとなり採用・社員定着・人事制度の整備・社員教育など、人事業務を通して会社業績の拡大を実現。「人事部の救済者になりたい」「地方創生に貢献したい」という想いから独立。人事コンサルタント・組織プロデューサーとして活動中。

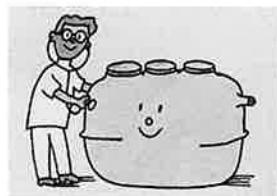
告知：会員向け研修会「人手不足解消と働き方改革」

令和7年2月20日（木）14時 市民会館おおみや

是非ご参加ください



一般社団法人 埼玉県浄化槽協会



事務局

さいたま市浦和区高砂4-2-4
鈴木商事第2ビル2階
TEL 048-864-1033
FAX 048-864-1019

総務部・法定検査部 法定検査部支所

深谷市田谷11
TEL 048-501-5707
FAX 048-501-5709

杉戸町清地5-4-10
TEL 0480-33-3535
FAX 0480-33-2626

浄化槽法第57条第1項 埼玉県知事指定検査機関



一般社団法人埼玉県環境検査研究協会

FOR ECO

環境のために FOR ENVIRONMENT
顧客のために FOR CUSTOMER
そして、組織のために FOR ORGANIZATION

土呂支所 浄化槽法定検査センター
TEL 048-778-8700
さいたま市北区土呂町1-50-4
西部支所
TEL 042-284-2911
坂戸市八幡1-11-34



検査担当地域

※指定採水員制度や維持管理一括契約制度の導入検討など、お気軽にお問い合わせください。

TSURUMI PUMP
For The Earth, For All The People
株式会社 鶴児製作所

弊社在庫品

汚物用 水中ハイスピンドルポンプ PU型 パンクスシリーズ

曝気用 ルーツブロワ RS型

水中ノンクロッグ型 BN型 スマッシュポンプ

サンド用 水中泥水ポンプ HSD・HSDE型

高圧洗浄用 ジェットポンプ HP J-H型 湿水タイプ

多種多様な営業品目を自信をもって提案し

お客様のニーズにお応えいたします！

〈取扱商品〉

- 環境設備・建設機械・特装車・排水管洗浄用品・安全保安用品・他
- ・水処理施設(浄化槽機器・水中ポンプ・プロワ・水処理剤等)販売
- ・産業機器(ギヤポンプ・定量ポンプ・脱水機・圧縮機等)販売
- ・建設機械(バックホー・ショベルローダー・発電機等)販売
- ・特装車(衛生車・吸引車・洗浄車・塵芥車等)販売、修理
- ・特装車中古販売
- ・排水管洗浄用品(高圧洗浄機・ビルメン洗浄車・取付カメラ・洗浄剤等)
- ・安全機器(ガス検知器・安全帯・ファン・特殊手袋等)販売

お問い合わせ

TEL : 048-935-3030 Mail : info@yuasakenki.co.jp
HP : <https://www.yuasakenki.co.jp>



湯浅建機株式会社

〒340-0003 埼玉県草加市稻荷3丁目4番28号
YuasaGroup : 仙台・長野・大阪・福岡

行 事 報 告

●モアコンパクト型浄化槽に関する講習会Ⅰ（第6回）

令和6年2月3日（土）

モアコンパクト型浄化槽の増加により、技術力が必要とされることから埼玉県県民活動総合センターにて会員向けに講習会を5年ぶりに開催いたしました。会員企業から77名に受講していただきました。



●埼玉県交通安全対策協議会感謝状贈呈式

令和6年4月22日（月）

一昨年会員の皆様からお預かりしていました募金を3月15日に交通児童募金として寄付致しました。これにより当会に対しまして、埼玉県県民生活部

防犯・交通課 大久保忠弘課長より知事公館にて感謝状をいただきました。



●令和6年度浄化槽事務に係る担当者研修会

令和6年4月24日（木）

千葉県美浜区のちば仕事プラザで（一社）千葉県環境保全センター主催による行政担当向けに行った研修会に連合会より7名が参加致しました。

●第48回埼玉県一般廃棄物連合会通常総会

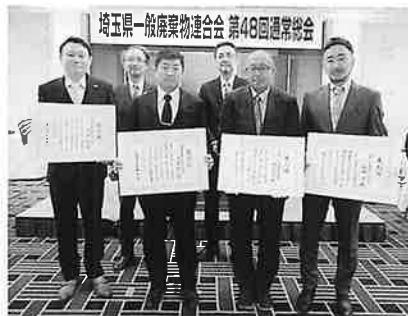
令和6年5月24日（金）

第48回通常総会は、さいたま市高砂の浦和ワシントンホテルにて開催しました。議案審議では、令和5年度の事業報告、収支決算報告並びに令和6年度の事業計画案、収支予算案が承認可決されました。

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰式は、埼玉県環境部 石井貴司部長から受賞者に表彰状と記念品が授与されました。大山裕氏が受賞者を代表して謝辞を述べました。

また交通事故防止コンクール表彰式は埼玉県警察本部交通部交通総務課交通安全対策推進室 満保利光室長が賞状を、西野日出夫理事長が記念品を授与しました。

懇親会では、大野元裕埼玉県知事にご出席いただき、盛大に行われました。



●令和6年度青年部通常総会

令和6年5月24日（金）

令和6年度青年部通常総会は、さいたま市高砂の浦和ワシントンホテルで開催されました。議案審議では、令和5年度の事業報告、収支決算報告並びに令和6年度の事業計画案、収支予算案が承認可決されました。

●一般社団法人日本環境保全協会 定時総会

令和6年6月10日（月）

一般社団法人日本環境保全協会定時総会は、6月10日、東京都千代田区メトロポリタンエドモントにて開催されました。令和5年度事業報告・決算、令和6年度事業計画・予算案が承認可決され定時総会は終了しました。

総会後、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 松崎裕司課長による「一般廃棄物処理業と自然災害について」の特別講演と環境保全連盟総会が開かれました。連合会より8名が参加しました。



●日本環境保全協会関東地区協議会通常総会

令和6年6月19日（水）

日本環境保全協会関東地区協議会通常総会が、千葉県千葉市 オークラ千葉ホテルで開催されました。

伊藤公一理事長の進行で令和5年年度決算報告・会務報告、令和6年度会務計画案・収支予算案が可決されました。講演は「運送業と建設業の2024問題」行政書士・社会保険労務士 江川知彦氏が行いました。

連合会からは7名が参加しました。



●令和6年度災害廃棄物処理研修会

令和6年9月5日（木）・11月1日（金）

埼玉県主催の災害廃棄物処理に係る研修会が、9月5日熊谷市のさくらめいと、11月1日埼玉県県民健康センターで開催されました。

2会場で「令和5年6月2日台風2号に伴う大雨による浸水被害における災害廃棄物の対応について」次に「令和6年能登半島地震における被災地派遣活動について」の事例発表がありました。

その後、埼玉県資源循環推進課による「埼玉県風水害タイムラインの対応確認」、及び「仮置場の選定・開設について」のワークショップが開かれ有意義な意見交換がなされました。連合会より、熊谷市会場10名・さいたま市会場7名が参加しました。



●令和6年度全淨連関東地区協議会 生活排水対策特別研修会

令和6年9月12日（木）

神奈川県箱根町にて開催されました。環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室沼田正樹室長より「最近の浄化槽行政」についての講演があり、神奈川県生活衛生課 坂上貴之副技幹より「神奈川県の浄化槽行政」について、（公財）地球環境戦略研究機関 金澤推研究員より「WEPAの紹介とアジアの生活排水処理対策の現状」について、（一社）全国浄化槽連合会 高橋静雄専務理事より「令和7年度全淨連要望書」、（公財）日本環境整備教育センターの由田秀人理事長より「都道府県別浄化槽設置基数と浄化槽設備士数」についての講演がありました。

●第38回全国浄化槽大会

令和6年10月1日（火）

第38回全国浄化槽大会が東京新宿区TKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催されました。

「浄化槽の日」は、全国関係団体からの実行委員会が主催。環境省・国土交通省の後援もあり、多くの全国の関係団体と行政関係者が参加しました。

「水環境から考える人間と環境の関係史」をテーマに法政大学人間環境学部の湯澤規子教授の講演がありました。連合会から4名が参加しました。



●令和6年度女性部通常総会

令和6年10月10日（木）

令和6年度女性部通常総会が事務局で開催されました。議案審議では、令和5年度の事業報告、収支決算報告並びに役員改選、令和6年度の事業計画案、収支予算案が承認可決されました。

役員改選で初代女性部長 大山愛子さんより、新部長 小林明美さんに引き継がれました。

●日本環境保全協会

関東地区協議会令和6年度秋季研修会

令和6年10月17日（木）・18日（金）

日本環境保全協会関東地区協議会秋季研修会を、千葉県千葉市オーネ千葉ホテルで開催されました。

関東地区協議会 伊藤公一会長（一般社団法人千葉県環境保全センター理事長）挨拶に続きファイナンシャルプランナー・キャリアコンサルタント堀実氏の「日本のミライが変わる～世界情勢の変革から考える日本の経済事情～」の講演がありました。

その後各県連報告がありました。連合会から4名が参加しました。



●第38回全国浄化槽技術研究集会

令和6年10月30日（水）・31日（木）

第38回全国浄化槽技術研究集会が10月30日・31日、長崎県長崎市「出島メッセ長崎」で開催されました。来賓に国、行政、関係団体が出席。北海道大学院公共政策学研究センター研究員 遠藤誠作氏による「浄化槽の明るい未来が市町村の現場から見えてくる～人口動向に適応した整備・維持運営体制の再構築～」の特別講演がありました。

二日目に、浄化槽行政担当者研究会・浄化槽検査員研究会が開催され、埼玉県水環境課 稲原信也氏による「埼玉県における浄化槽台帳整備の取り組み」の発表がありました。連合会から8名が参加しました。



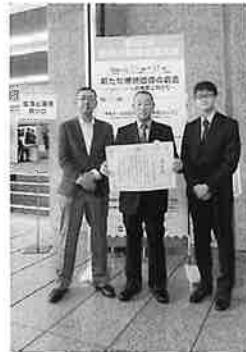
●生活と環境全国大会

令和6年10月31日（木）

生活と環境全国大会が神奈川県横浜市 神奈川県民ホールにて開催されました。

特別講演は、環境省大臣官房長 上田康治氏による「最近の環境行政の動向～ウェルビーイングと新たな成長～」、早稲田大学教授 所千晴氏による「持続可能な社会に向けたサーキュラーエコノミーへの期待」でした。

また、当会若林光夫常任理事が環境大臣表彰を受賞されました。



●自動車安全運転センター感謝状

令和6年11月1日（金）

交通事故防止コンクールに多数参加、交通安全対策の推進に当たり多年にわたり運転記録証明書等及びSDカードを積極的に活用されたとの事により、自動車安全運転センター様より当会に感謝状をいただきました。



●一般社団法人日本環境保全協会

令和6年度一般廃棄物適正処理推進大会in香川

令和6年11月15日（金）・16日（土）

香川県高松市のJRホテルクレメント高松にて令和6年度一般廃棄物適正処理推進大会が開催されました。特別講演として環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長 松崎裕司氏による「廃棄物・リサイクル行政の動向」がありました。連合会から15名が参加しました。



●令和6年度忘年会

令和6年12月13日（金）

浦和ワシントンホテルにて、忘年会を開催しました。

お笑いタレント「ふうらいぼう。」の進行により青年部とビンゴゲームを楽しく和やかに行い終了しました。



●令和6年度埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議（研修）

令和6年12月18日（水）

オンラインにての開催となりました。八戸学院大学 健康医療学部看護学科 教授 吉岡幸子氏による「セルフネグレクトの理解と支援～不衛生な居住民の支援に焦点をあてて～」の講演に続いて、行政・事業者の取り組みについての発表がありました。最後に「高齢者等の消費者被害防止に向けて」、「高齢者虐待防止について」情報提供がありました。

●清掃活動報告

・埼玉県秋のプラごみゼロウィーク

10月23日（水）13：30～15：00

参 加 27名

場 所 県庁～浦和駅（往復）

ごみ量 プラごみ：1／2袋 可燃ごみ：2袋半

不燃ごみ：1袋半

ポケットティッシュ：170個配布



当日は、小雨が降り心配いたしましたが大勢の皆様に参加して頂き実施する事ができました。

また、埼玉県資源循環推進課 赤松副課長、高橋主任にもご参加いただき、浦和の街をきれいにすることができました。ご参加いただきました皆様にお礼申し上げます。



埼玉県一般廃棄物連合会「令和6年秋のプラごみゼロウィーク」活動

日 時	令和6年10月23日(水) 13時30分～15時30分		
場 所	埼玉県庁 → 浦和駅（往復）		
集 合	13時 埼玉県庁 第三庁舎前		
参加者	埼玉県資源循環推進課：赤松副課長・高橋主任	ジャンパー・帽子・腕章	
氏 名	西野日・安川・大山・神原・西野則・後藤・八重樫・荒井・遠藤・小野 (株)坂戸公衛社：大澤 (株)滑川環境保全：濱野・清水 (株)三共商事：小林明美・小林拓未 (有)昌栄興業：高原 川越衛生(株)：石川 (株)セイウン：庄司 新埼玉環境センター(株)：長嶋・間嶋 (株)マルカ商事：川邊京子・川邊真紀・川邊一貴 事務局 2名	軍手・ゴミ袋・トング ※連合会にて用意します。	
	計27名	配布物：ポケットティッシュ ごみ処理依頼先：(株)セイウン	

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰(優良従事者) 並びに永年勤続候補者推薦のお知らせ

埼玉県一般廃棄物関係環境衛生功労者並びに優良従事者表彰は、令和6年5月24日浦和ワシントンホテルで開催の第48回通常総会において表彰式を行いました。

当日は、埼玉県環境部 石井貴司部長が受賞者に賞状と連合会からの記念品を添えて授与し、部長表彰を受けた大山裕理事（有）正和清掃社代表取締役）が受賞者を代表し謝辞を述べました。続いて交通事故防止コンクールの表彰式も行われ、事故防止達成21チームが埼玉県警察本部交通部交通総務課交通安全対策推進室長 満保利光様よりいただきました。

受賞されました皆様には、お祝い申し上げますとともに今後も更なるご活躍を祈念いたします。

連合会では、永く環境衛生の向上に貢献されております皆様全員の表彰目標に、また、各社における永年勤続者の表彰推薦も推進してまいります。

永年勤続者表彰につきましては、本号に掲載しております選定基準をご参照のうえご推薦いただきますようお願い申し上げます。

令和6年度 受賞者

● 環境省

大臣表彰

(令和6年10月31日)



若林 光夫 様
(有)伊藤商事

● 埼玉県

環境部長表彰

(令和6年5月24日)



大山 裕 様
(有)正和清掃社

● 埼玉県

環境部長表彰・優良従事者

(令和6年5月24日)



馬場 陽一 様
(有)クリナス



和田 孝 様
(有)西野商事



田辺 和宏 様
(有)橋場商事

受賞おめでとうございます。

埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準

「埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰要領」(以下、「表彰要領」という。)に基づき、一般廃棄物関係表彰対象者を選定する場合は、原則として次の基準によるものとする。

第一 知事表彰

(環境衛生功労者)

- 一 環境部長表彰 (表彰要領に基づくものに限る。) 後五年以上経過し、その間の功績が顕著であるもの。
- 二 十五年以上、一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業の実績を有し、他の模範であるもの。
- 三 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する技術向上等を目的とした団体の役員歴が通常で十年以上であること。
- 四 年齢が五十歳以上であること。

第二 環境部長表彰

(環境衛生功労者)

- 一 十年以上、一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業の実績を有し、他の模範であるもの。
- 二 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する技術向上等を目的とした団体の役員歴が通常で五年以上であること。

三 年齢が四十歳以上であること。

(優良従事者)

- 一 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する従事期間が十五年以上であること。
- 二 年齢が四十五歳以上であること。

第三 知事表彰及び環境部長表彰の特例

一般廃棄物対策を推進するに当たり、その功績が特に顕著であると認められる者にあっては、上記の基準にかかわらず表彰対象とすることができる。

第四 除外規定

- 一 叙勲、褒章、環境大臣表彰 (旧厚生大臣表彰を含む) 及び埼玉県知事表彰 (他の分野における表彰を含む) の何れかを受けたことがある者は、表彰要領及びこの選定規定 (以下、「表彰要領等」という。) に基づく表彰を受けることができない。
- 二 環境部長表彰 (一般廃棄物関係に限る。) を受けたことがある者は、表彰要領等に基づく環境部長表彰を受けることができない。

埼玉県廃棄物関係環境衛生功労者等表彰要領

(目的)

第一条 この要領は、廃棄物の処理、若しくは浄化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等の業務に従事し、その適正な実施に当たり、不斷の努力を重ねて著しい成果を認め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に功績を挙げた功労者等を表彰し、もって廃棄物処理等に関する意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の種類及び区分)

第二条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

- (一) 一般廃棄物関係環境衛生功労者
 - (二) 一般廃棄物関係優良従事者
 - (三) 産業廃棄物関係環境衛生功労者
 - (四) 産業廃棄物関係優良従事者
 - (五) 浄化槽関係環境衛生功労者
 - (六) 浄化槽関係優良従事者
- 二 表彰の区分は、埼玉県知事表彰及び埼玉県環境部長表彰とする。

(表彰基準)

第三条 表彰の選考は、次の各号に合致する者とする。

- (一) 一般廃棄物関係環境衛生功労者については、次の各号に該当する者であること。
 - イ 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に関し、積極的に従事者の技術向上に努めるなど、他の模範となるもの
 - ロ 一般廃棄物の収集運搬又は処理の技術向上等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の技術力向上に寄与したもの
 - ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (二) 一般廃棄物関係優良従事者については、次に該当する者であること。
 - イ 一般廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に従事する者で、その功績が特に顕著であるもの
 - ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (三) 産業廃棄物関係環境衛生功労者については、次の各号に該当する者であること。
 - イ 産業廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に関し、積極的に従事者の技術向上に努めるなど、他の模範となるもの
 - ロ 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等について調査研究、普及研修指導等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の技術力向上に寄与したもの
 - ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (四) 産業廃棄物関係優良従事者については、次に該当する者であること。
 - イ 産業廃棄物の収集運搬又は処理に関する事業に従事する者で、その功績が特に顕著であるもの
 - ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと
- (五) 浄化槽関係環境衛生功労者については、次の各号に該当する者であること。
 - イ 浄化槽の普及又は維持管理の啓発等に努めるなど、他の模範となるもの

ロ 浄化槽の適正な設置、適正な維持管理の推進又は水処理技術の向上等を目的とした団体において、永年役員を務め県内業界の資質向上に寄与したもの

ハ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと

(六) 浄化槽関係優良従事者については、次に該当する者であること。

イ 浄化槽に関する事業に従事する者で、その功績が特に顕著であるもの

ロ 過去五年間、関係法令による行政処分に処せられたことがないこと

二 表彰した後に、前項の各号に合致する者でないことが明らかになつたときは、表彰を取り消し、表彰の返還を求めるものとする。

(選定方法)

第四条 一般廃棄物関係環境衛生功労者又は一般廃棄物関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式一又は二により、埼玉県一般廃棄物連合会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

二 産業廃棄物関係環境衛生功労者又は産業廃棄物関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式三又は四により、埼玉県産業廃棄物協会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

三 浄化槽関係環境衛生功労者又は浄化槽関係優良従事者の選定に当たっては、別紙様式五又は六により、社団法人埼玉県浄化槽協会から提出された推薦書に基づき内容を審査し、被表彰者を選定するものとする。

(被表彰者予定数)

第五条 被表彰者予定数は、原則として毎年次のとおりとする。

- (一) 知事表彰
 - 一般廃棄物関係環境衛生功労者 二名以内
 - 産業廃棄物関係環境衛生功労者 二名以内
 - 浄化槽関係環境衛生功労者 二名以内
- (二) 部長表彰
 - 一般廃棄物関係環境衛生功労者 三名以内
 - 産業廃棄物関係環境衛生功労者 三名以内
 - 浄化槽関係環境衛生功労者 三名以内
 - 一般廃棄物関係優良従事者 二名以内
 - 産業廃棄物関係優良従事者 二名以内
 - 浄化槽関係優良従事者 二名以内

(その他)

第六条 この表彰要領に定めのない表彰選考基準については、別に「埼玉県一般廃棄物関係表彰選定基準」、「埼玉県産業廃棄物関係表彰選定基準」及び「埼玉県浄化槽関係表彰選定基準」で定めるものとする。

附 則

この要領は、平成二十一年一月七日から実施する。

附 則

この要領は、平成二十三年十月二十五日から実施する。

交通事故防止コンクール

第9回交通事故防止コンクール 参加チーム表彰

埼玉県警察本部交通部長表彰

整理番号	事業所名	チーム名
1	(有)西野商事	西野商事
2	(株)サンワ環境開発	サンワA
3	加藤商事(株)	曙(あけぼの)
4	加藤商事(株)	匠(たくみ)
5	加藤商事(株)	粹(いき)
6	加藤商事(株)	魁(さきがけ)
7	加藤商事(株)	武(もののふ)
8	(有)関東興業	(有)関東興業
9	(有)橋場商事	A
10	(有)橋場商事	B
11	新埼玉環境センター(株)	A
12	新埼玉環境センター(株)	B
13	新埼玉環境センター(株)	D
14	(有)正和清掃社	A
15	(有)後藤衛生コンサルタント	ゴーアイチマル

埼玉県警察本部交通部交通総務課長表彰

整理番号	事業所名	チーム名
1	熊谷環境衛生㈱	熊谷環境衛生
2	(株)サンワ環境開発	サンワC
3	新埼玉環境センター(株)	C
4	新埼玉環境センター(株)	E
5	(株)滑川環境保全	3
6	(株)滑川環境保全	ときがわ

10事業所 21チーム



第10回交通事故防止コンクール参加チーム一覧

通番	事業所数	チーム	事業所名	チーム名	参加人数	備考
1	1	1	加藤商事(株) 川越	Rei 6 川越加藤	10	トラック協会券
2	2	1	熊谷環境衛生(株)	熊谷環境衛生	8	
3	3	1	(有)関東興業	有限会社関東興業	14	
4		1	(株)サンワ環境開発	サンワA	10	
5	4	2	(株)サンワ環境開発	サンワB	10	
6		3	(株)サンワ環境開発	サンワC	8	
7	5	1	(有)西野商事	西野商事	12	
8		1	(株)神原興産	BANKARA I	10	
9	6	2	(株)神原興産	BANKARA II	10	
10		1	新埼玉環境センター(株)	A	10	
11		2	新埼玉環境センター(株)	B	9	
12		3	新埼玉環境センター(株)	C	9	
13		4	新埼玉環境センター(株)	D	10	
14		5	新埼玉環境センター(株)	E	9	
15	8	1	(有)橋場商事	(有)橋場商事 A	10	トラック協会券
16		2	(有)橋場商事	(有)橋場商事 B	10	トラック協会券
17	9	1	(有)正和清掃社	A チーム	10	トラック協会券
18		2	(有)正和清掃社	B チーム	10	6枚
19		1	加藤商事(株) 所沢	曙(あけぼの)	10	
20		2	加藤商事(株) 所沢	煌(きらめき)	10	
21		3	加藤商事(株) 所沢	匠(たくみ)	10	
22		4	加藤商事(株) 所沢	粹(いき)	10	
23		5	加藤商事(株) 所沢	魁(さきがけ)	10	
24		6	加藤商事(株) 所沢	暁(あかつき)	10	
25		7	加藤商事(株) 所沢	武(もののふ)	10	
26		8	加藤商事(株) 所沢	翼(つばさ)	10	
27		1	(株)滑川環境保全	A	8	
28		2	(株)滑川環境保全	B	8	
29		3	(株)滑川環境保全	C	8	
30		4	(株)滑川環境保全	D	7	
31	12	1	(有)後藤衛生コンサルタント	ゴーアイチマル	10	
合 計		12 事業所	31 チーム	300 名		

令和7年度交通事故防止コンクール(第11回)実施要領

埼玉県一般廃棄物連合会

項目	実施内容
趣旨	安全運転管理者選任事業所の就業者(家族を含む)に対する交通安全意識の高揚と定着を図るため、業務中はもとより、私用中を含めた自動車等の運転に係る交通事故及び交通違反の絶無を期し、実施するものである。
名称	令和7年度交通事故防止コンクール(第11回)
期間	令和7年9月1日(月)から令和8年2月28日(土)までの6か月間
実施団体	1 主催 埼玉県一般廃棄物連合会 2 後援 埼玉県警察本部
資格	連合会会員で(家族を含む)で、運転免許を取得している者とする。
実施方法	1 参加単位は、同一事業所に勤務する従業員10人以上をもって1チームとし、1事業所で複数チームの参加も可能とする。 2 同一事業所に勤務する従業員が10人未満の場合は次による。 (1) 参加資格を有する事業所従業員が10人未満5人以上の場合 ア 全員参加を原則とする。 イ 全員参加が不可能の場合は、最低5人以上とする。 (2) 参加資格を有する事業所従業員が5人未満の場合 全員参加を原則とするが、保有車両台数、従業員数等を勘案し、連合会で協議する。
方 法 申 込	1 参加事業所の手続 参加を希望する事業所は、「交通事故防止コンクール参加申込書」及び「運転記録(3年)証明書」の交付手数料(1人当たり670円)を添えて申し込むこと。 なお、運転記録申請書に免許証番号等を記載時に、期限切れ防止を図るために、有効期限等を必ず確認すること。 例) 10人 1チーム (6, 700円) 2 連合会の手続 (1) 連合会は、参加事業所から提出を受けた「運転記録申請書(原本)」に交付手数料を添えて(銀行振込み又は現金郵送)、安全運転センターへ運転記録証明書の交付申請を行うこと。 (2) 参加締め切り
<u>令和7年7月31日(連合会事務局 必着)</u>	
実施方法	記録証明書の取扱 交通事故防止コンクール終了後、安全運転センターから連合会事務局あてに交通事故防止コンクール結果表(以下「結果表」という。)が送付されるので、表彰上申の際の基礎資料とする。 個々の運転記録証明書については、個別封筒により参加事業所に一括送付されるので、参加者に確実に配付されるようにするとともに、同運転記録証明書は、個人情報に係るものであることから、その取扱いには十分配意すること。
実施方法	1 表彰の種類 表彰は次の2種類とする。 (1) 交通部長及び連合会理事長との連名による表彰 (2) 交通企画課長及び連合会理事長との連名による表彰 2 表彰の基準 表彰は、事業所又はチームを対象とする。 (1) 1事業所1チーム参加の場合は、事業所表彰とする。 例 株式会社〇〇、△△有限会社、〇△株式会社××工場等 (2) 1事業所で複数チームが参加している場合は、事業所名を冠したチーム名で表彰する。 例 株式会社〇〇××課チーム、△△有限会社Aチーム、〇△株式会社××支店△〇チーム (3) 表彰種別 ア 交通部長及び連合会理事長連名表彰 1チーム10人以上の参加で、期間中全員が無事故(物件事故を含む。)・無違反であり、かつ、免許の失効、取消し及び停止処分がない場合。 イ 交通企画課長及び連合会理事長連名表彰 1チーム10人未満の参加で、期間中全員が無事故(物件事故を含む。)・無違反であり、かつ、免許の失効、取消し及び停止処分がない場合。 (4) コンクール期間中はもとより、受賞日までの間に、参加事業所の従業員による社会的反響の大きな悪質重大な事故等があった場合は、表彰対象から除外する。 (5) 個人に対する表彰 前記(3)の表彰を受賞した事業所又はチームに加入した個人には、「ベストドライバーカード」(ゴールド又はシルバー)を交付する 3 表彰上申 連合会は、前記表彰の該当チームについて、埼玉県警察本部あてに上申すること。

令和6年度浄化槽法定検査受検状況

(令和6年11月現在)

資料提供：一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

1. 7条検査

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
環境検査 研究協会	H19	458	423	148	191	178	184	145	95	77	157	101	324	2,481
	H20	292	168	137	115	137	185	217	141	161	236	357	396	2,542
	H21	477	392	232	299	302	245	371	433	409	346	452	770	4,728
	H22	446	331	379	414	466	399	420	407	351	335	342	438	4,728
	H23	430	352	336	405	327	207	373	332	264	384	357	622	4,389
	H24	498	265	255	269	209	185	323	281	224	282	257	512	3,540
	H25	439	338	208	304	290	257	321	306	298	234	203	429	3,627
	H26	261	263	302	297	198	181	253	187	218	243	167	544	3,114
	H27	226	216	187	283	151	158	202	138	253	209	183	331	2,537
	H28	233	169	294	154	140	239	293	236	233	198	210	302	2,701
	H29	128	191	233	233	215	222	199	189	179	214	123	216	2,342
	H30	273	232	237	198	211	194	199	222	200	237	178	97	2,478
	R 1	205	211	210	237	228	227	194	200	185	175	95	124	2,291
	R 2	197	59	142	194	206	178	199	231	193	185	184	56	2,024
	R 3	275	219	234	236	207	201	208	217	198	191	183	42	2,411
	R 4	205	211	177	206	201	156	138	183	165	189	124	144	2,099
	R 5	206	168	130	153	227	195	195	130	161	156	92	119	1,932
	R 6	168	178	186	184	120	112	110						
浄化槽協会	H19	134	110	87	98	144	188	164	125	139	196	112	193	1,690
	H20	141	116	92	103	152	198	173	132	146	206	118	203	1,780
	H21	114	117	125	170	144	163	136	154	150	165	189	289	1,916
	H22	149	126	133	157	138	141	150	211	137	146	126	272	1,886
	H23	113	80	122	175	172	80	138	213	115	182	182	341	1,913
	H24	129	112	167	209	171	232	273	220	248	208	372	926	3,267
	H25	355	302	273	430	393	260	253	214	209	421	319	414	3,843
	H26	453	394	634	564	392	382	359	260	259	253	296	241	4,487
	H27	536	279	451	403	299	266	241	228	176	315	268	306	3,768
	H28	268	282	317	270	222	332	333	306	264	250	216	290	3,350
	H29	290	218	301	203	164	229	343	349	272	266	223	236	3,094
	H30	357	336	398	339	338	282	261	285	279	218	278	260	3,631
	R 1	430	287	272	300	281	267	285	199	292	329	385	311	3,638
	R 2	373	264	353	364	296	312	264	244	265	349	222	426	3,732
	R 3	486	306	315	378	323	284	231	264	275	320	233	245	3,660
	R 4	325	271	306	282	227	268	197	197	238	256	255	219	3,041
	R 5	275	275	293	301	244	272	275	292	231	266	287	255	3,266
	R 6	201	195	231	279	217	229	193						
7条検査 検査件数	H19	592	533	235	289	322	372	309	220	216	353	213	517	4,171
	H20	433	284	229	218	289	383	390	273	307	442	475	599	4,322
	H21	591	509	357	469	446	408	507	587	559	511	641	1,059	6,644
	H22	595	457	512	571	604	540	570	618	488	481	468	710	6,614
	H23	543	432	458	580	499	287	511	545	379	566	539	963	6,302
	H24	627	377	422	478	380	417	596	481	472	490	629	1,438	6,807
	H25	794	640	481	734	683	517	574	520	507	655	522	843	7,470
	H26	714	657	936	861	590	563	612	447	477	496	463	785	7,601
	H27	762	495	638	686	450	424	443	366	429	524	451	637	6,305
	H28	501	451	611	424	362	571	626	542	497	448	426	592	6,051
	H29	523	387	595	357	304	468	636	585	505	464	433	538	5,795
	H30	630	568	635	537	549	476	460	507	479	455	456	357	6,109
	R 1	635	498	482	537	509	494	479	399	477	504	480	435	5,929
	R 2	570	323	495	558	502	490	463	475	458	534	406	482	5,756
	R 3	761	525	549	614	530	485	439	481	473	511	416	287	6,071
	R 4	530	482	483	488	428	424	335	380	403	445	379	363	5,140
	R 5	481	443	423	454	471	467	470	422	392	422	379	374	5,198
	R 6	369	373	417	463	337	341	303						

2. 11条検査基數

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
環境検査研究協会	H19	266	463	1,010	1,041	1,062	871	1,197	1,202	909	1,005	1,029	1,215	11,270
	H20	605	964	1,128	1,149	1,066	958	1,154	1,026	1,193	997	991	1,249	12,480
	H21	336	902	1,579	1,493	1,151	1,010	1,230	1,238	1,463	1,225	1,279	1,142	14,048
	H22	621	1,051	1,564	1,459	1,404	1,300	1,319	1,438	1,500	1,522	1,454	1,518	16,150
	H23	928	1,298	1,541	1,357	1,415	1,485	1,229	1,538	1,781	1,712	2,079	1,730	18,093
	H24	842	1,328	1,615	1,632	1,655	1,550	1,674	1,681	1,500	1,308	1,584	1,649	18,018
	H25	1,220	1,392	1,648	2,147	2,046	1,915	2,234	2,054	1,721	1,582	1,588	1,832	21,379
	H26	1,687	1,799	2,294	2,590	2,384	2,068	2,374	2,043	1,569	1,518	1,663	1,773	23,762
	H27	2,052	1,610	2,597	2,555	2,473	2,185	2,268	2,255	1,828	1,966	1,973	2,134	25,896
	H28	1,671	1,439	2,382	2,415	2,667	2,293	2,284	2,605	2,242	2,332	2,242	2,555	27,127
	H29	2,327	2,161	2,812	2,514	2,797	2,766	3,102	2,947	2,413	2,161	2,481	2,623	31,104
	H30	2,272	2,532	2,929	3,129	3,124	2,616	3,567	3,133	2,450	2,575	2,763	2,876	33,966
	R 1	2,566	2,290	2,779	3,215	3,038	2,585	3,266	3,562	3,456	2,896	2,834	3,271	35,758
	R 2	2,600	1,332	2,445	3,334	2,812	3,405	3,564	2,957	3,080	3,323	2,976	4,306	36,134
	R 3	2,955	2,662	3,481	3,404	3,554	3,501	3,664	3,391	3,462	3,121	2,856	3,902	39,953
	R 4	3,112	2,834	3,994	3,270	3,452	3,444	3,728	3,727	3,598	3,294	3,317	3,788	41,558
	R 5	3,322	3,223	4,313	3,939	4,018	3,471	3,815	3,862	3,598	3,054	3,181	3,221	43,017
	R 6	3,532	3,460	3,668	4,164	4,079	3,437	4,441						
浄化槽協会	H19	1,242	1,218	1,354	1,519	1,218	1,288	1,409	1,122	1,198	1,300	1,579	1,472	15,919
	H20	1,318	1,293	1,437	1,612	1,293	1,367	1,496	1,191	1,271	1,380	1,676	1,562	16,896
	H21	1,868	1,664	1,893	1,934	1,597	1,327	1,618	1,435	1,351	1,368	1,723	1,535	19,313
	H22	1,856	1,573	1,990	1,943	1,828	1,586	1,604	1,440	1,511	1,488	1,874	1,711	20,404
	H23	1,828	1,680	1,938	1,832	1,657	1,738	1,763	1,691	1,668	1,711	2,041	1,806	21,353
	H24	1,960	2,252	2,334	2,122	1,733	1,782	2,345	2,337	1,928	2,113	2,175	1,864	24,945
	H25	2,482	2,599	2,589	2,927	2,212	2,380	2,697	2,804	2,609	2,771	2,236	2,916	31,222
	H26	2,833	3,072	2,908	2,939	2,528	2,571	3,322	2,898	2,848	2,807	3,042	3,064	34,832
	H27	3,188	3,076	3,503	3,378	2,883	2,747	3,476	3,110	3,274	3,180	3,436	3,227	38,478
	H28	3,390	3,002	3,633	3,496	3,414	3,039	3,495	3,249	3,120	3,291	3,833	3,967	40,929
	H29	3,548	3,369	3,650	3,386	3,473	3,637	3,888	3,723	3,631	3,360	3,732	4,360	43,757
	H30	3,762	4,471	4,329	4,122	3,802	3,766	4,495	4,003	3,842	3,747	4,046	4,395	48,780
	R 1	4,437	4,222	4,731	4,670	3,628	4,243	4,739	4,299	4,769	4,548	4,139	4,891	53,316
	R 2	4,778	4,129	5,483	5,156	3,927	4,903	5,308	4,453	4,730	4,610	4,451	5,923	57,851
	R 3	5,204	4,646	5,651	5,203	4,601	4,876	5,340	5,146	5,474	4,985	4,734	5,887	61,747
	R 4	5,329	5,084	5,987	5,390	4,993	5,130	4,987	4,991	5,523	5,133	5,198	6,529	64,274
	R 5	5,590	5,458	6,131	5,656	5,104	5,688	5,717	5,359	5,676	5,355	5,626	6,386	67,745
	R 6	5,240	5,761	5,481	6,190	4,576	5,598	6,339						
11条検査検査件数	H19	1,508	1,681	2,364	2,560	2,280	2,159	2,606	2,324	2,107	2,305	2,608	2,687	27,189
	H20	1,923	2,257	2,565	2,761	2,359	2,325	2,650	2,217	2,464	2,377	2,667	2,811	29,376
	H21	2,204	2,566	3,472	3,427	2,748	2,337	2,848	2,673	2,814	2,593	3,002	2,677	33,361
	H22	2,477	2,624	3,554	3,402	3,232	2,886	2,923	2,878	3,011	3,010	3,328	3,229	36,554
	H23	2,756	2,978	3,479	3,189	3,072	3,223	2,992	3,229	3,449	3,423	4,120	3,536	39,446
	H24	2,802	3,580	3,949	3,754	3,388	3,332	4,019	4,018	3,428	3,421	3,759	3,513	42,963
	H25	3,702	3,991	4,237	5,074	4,258	4,295	4,931	4,858	4,330	4,353	3,824	4,748	52,601
	H26	4,520	4,871	5,202	5,529	4,912	4,639	5,696	4,941	4,417	4,325	4,705	4,837	58,594
	H27	5,240	4,686	6,100	5,933	5,356	4,932	5,744	5,365	5,102	5,146	5,409	5,361	64,374
	H28	5,061	4,441	6,015	5,911	6,081	5,332	5,779	5,854	5,362	5,623	6,075	6,522	68,056
	H29	5,875	5,530	6,462	5,900	6,270	6,403	6,990	6,670	6,044	5,521	6,213	6,983	74,861
	H30	6,034	7,003	7,258	7,251	6,926	6,382	8,062	7,136	6,292	6,322	6,809	7,271	82,746
	R 1	7,003	6,512	7,510	7,885	6,666	6,828	8,005	7,861	8,225	7,444	6,973	8,162	89,074
	R 2	7,378	5,461	7,928	8,490	6,739	8,308	8,872	7,410	7,810	7,933	7,427	10,229	93,985
	R 3	8,159	7,308	9,132	8,607	8,155	8,377	9,004	8,537	8,936	8,106	7,590	9,789	101,700
	R 4	8,441	7,918	9,981	8,660	8,445	8,574	8,715	8,718	9,121	8,427	8,515	10,317	105,832
	R 5	8,912	8,681	10,444	9,595	9,122	9,159	9,532	9,221	9,273	8,409	8,807	9,607	110,762
	R 6	8,772	9,221	9,149	10,354	8,655	9,035	10,780						

3. 11条検査基數の内訳（単独・合併）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
環境検査研究協会	単独	2,232	2,266	2,414	2,475	2,517	1,787	2,031	2,365	2,338	2,432	4,172	4,700	5,923	5,873	6,707	7,525	7,894
	合併	9,038	10,214	11,634	13,675	15,576	16,231	19,348	21,397	23,558	24,695	26,932	29,266	29,835	30,261	33,246	34,033	35,123
浄化槽協会	単独	5,013	4,949	4,956	4,867	4,865	5,449	5,922	6,441	6,580	6,518	7,436	8,298	9,001	9,649	10,086	10,137	10,726
	合併	10,906	11,947	14,357	15,537	16,488	19,496	25,300	28,391	31,898	34,411	36,321	40,482	44,315	48,202	51,661	54,137	57,019
全 数	単独	7,245	7,215	7,370	7,342	7,236	7,953	8,806	8,918	8,950	11,608	12,998	14,924	15,522	16,793	17,662	18,620	
	合併	19,944	22,161	25,991	29,212	32,064	35,727	44,648	49,786	55,456	59,106	63,253	69,748	74,150	78,463	84,907	88,170	92,142
	合計	27,189	29,376	33,361	36,554	39,446	42,963	52,601	58,594	64,374	68,056	74,861	82,746	89,074	93,985	101,700	105,832	110,762

会員紹介

有限会社 岡部第一衛生社 様

代表取締役 三浦 麻衣 氏

(平成5年8月20日生)

趣味：書道・料理・旅行



☆所在地

埼玉県深谷市岡1278番地1

☆会社概要

設立 昭和47年4月13日

☆事業内容

浄化槽清掃

浄化槽維持管理



☆会社沿革

昭和47年 設立

岡部町清掃業務許可取得（現
深谷市）

平成18年 深谷市と合併

深谷市清掃業務許可取得

平成26年 浄化槽保守点検業務登録



☆会社紹介

お客様に、社員に、関係者の皆様に"寄り添う"という言葉を大切に、年代問わず協力し合って日々の業務を遂行しています。笑顔第一で地域の方々に信用信頼を得られる会社を目指しています。



会員寄稿

～ドーハの悲劇から～

奥澤直人

1993年10月28日 深夜、その日私はテレビにかじりついてサッカー日本代表を応援していました。翌年開催するFIFAワールドカップアメリカ大会のアジア最終予選で、日本を含めサウジアラビア、韓国など6チームが2つの出場枠をめぐりしのぎを削っていました。ワールドカップに出場するためには2位以上が絶対条件です。カタールで行われた最終予選はセントラル方式で開催され中2日で5試合戦うという過酷なスケジュール。そんな中、日本代表は第4戦を終えた時点で勝ち点5で首位に立っていました。最終戦のイラクに勝利すれば夢のワールドカップ出場・・・、そんな私たちの希望は後半ロスタイムの同点弾で僕くも崩れさりました。

後に語り継がれることになる「ドーハの悲劇」です。

それから30年の時を経て、私たちのサムライブルーは本当に強く、逞しくなりました。

日本サッカーの歴史は挑戦と挫折の繰り返しでした。1968年のメキシコオリンピックで銅メダルを獲得したことは大きな成功でしたが、それ以降、暗黒の時代が長く続きます。そんな中、一つのターニングポイントとなったのが1993年のJリーグ開幕です。バブル期だった当時のJリーグクラブは、ブラジルのジエコ、ワールドカップ得点王ゲーリーリネカー、西ドイツ代表リトバルスキーノー、世界的な名プレーヤーを呼び寄せプロリーグ開幕に花を添えました。そんな外国人選手に触発されるように国内選手のレベルが向上し、一気にサッカ一人気が高まりました。そして、1998年、ワールドカップフランス大会で悲願の初出場を果たします。以降7大会連続でワールドカップに出場し続け、アジアサッカーの中心的な存在となりました。中でも、2002年の日韓共催ワールドカップで初のグループリーグ突破を成し遂げたときは日本中が多いに盛り上りました。その後も、2010年南アフリカ大会、2018年ロシア大会、そして2022年カタール大会ではドイツ、スペインといった強豪国を破り見事決勝トーナメント進出を果たします。「日本代表は世界と戦える」という確信を多くのファンに与えました。

日本代表のプレースタイルは、組織力、技術力、アジリティーを活かした連動性の高いサッカーが特徴です。ヨーロッパや南米の選手に比べ、身体能力、フィジカル面で劣る分、俊敏性、正確なパスワーク、そして規律ある守備によって独自の戦術を築いてきました。近年では、三苫選手、久保選手、鎌田選手、南野選手、堂安・・・など、世界5大リーグのトッププレーヤーとして活躍する選手も増え、代表チームの攻撃力を一段と引き上げています。また、ユース世代から優秀な選手が次々と台頭しており未来への可能性を感じさせます。一方、日本代表には解決すべき課題も残されています。昔から言われているのですが「決定力不足」です。ゲームを支配しているにもかかわらず、ゴールを奪いきる力が不足している場面が散見されます。最後のフィニッシュを決め切れる圧倒的なストライカーが出現すれば、別の景色が見えてくるのではないかでしょうか。

サッカー日本代表は、未来に向けて更なる飛躍が期待されています。日本サッカー協会は、Jリーグ100年構想の中で「2050年までにFIFAワールドカップを日本で単独開催し、その自國開催大会で優勝する」という壮大な目標を掲げました。この業を達成するには、国内リーグの競技力向上、ユース世代の育成、そして世界に通用する選手を輩出し続けることが不可欠です。また、国内のサッカー文化の醸成も重要な要素です。子ども達がサッカーを始めやすい環境整備、世代を超えた地域リーグの活性化は競技人口の増加に繋がります。

ドーハの悲劇の時はワールドカップ出場が私たちの夢でした。それが30年後の今、優勝が目標になったのです。日本サッカー協会にはこの大きな夢に向かって頑張って欲しいです。

～時は2050年〇月〇日 午後8：00、東京霞ヶ丘ナショナルスタジアム。

8万人の大観衆の中、FIFAワールドカップ日本大会 決勝、日本対ブラジル、キックオフしました～御年80歳になっているだろう私に、こんな光景が見られるのでしょうか？

健康に気を付けて、これからもサッカー日本代表を応援し続けます。

SS会ゴルフコンペ 参加者募集

SS会は30年前に発足した当連合会のゴルフ部会であり、当会会員及び関連企業の親睦・情報交換の場として共に歩んでまいりました。第1回大会が平成6年4月に24名の会員が集う中、鴻巣カントリークラブで盛大に開催されて以来、活発な頃は年間6回、国内のみならず視察研修を兼ねながら海外でも開催するなど、歴史と伝統を積み重ねてきました。

昨年は新型コロナウイルス感染症も落ち着き、5類感染症移行後初めてのお正月を迎える、以前のような活気が戻りつつある1月1日夕刻、能登半島を中心とした巨大地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。埼玉県一般廃棄物連合会としても被災地と情報交換をし、いち早くボランティアに入る会員や、復興に向けた支援活動など行ってきましたが、復興はまだまだ先の見えない状況であります。被災地の方々に安心で安全な生活が早く戻るよう、切に願ってやみません。

さて、2024年のゴルフ界を振り返ると、日本の女子ゴルファーが素晴らしい活躍をみせ、国内のみならず世界を驚かせました。5つのメジャータイトルのうち2つのタイトルを制覇し、6月の全米女子オープンでは笹生優花、渋野日向子がワンツーフィニッシュ。続く7月には古江彩佳がエビアン選手権を獲り、さらに最少平均ストロークの選手に贈られる年間タイトル「ベアトロフィ」を日本人として初めて獲得しました。このパワー全盛の時代に日本人でも小柄な古江が獲得したのですから、画期的なことです。

男子ゴルフでは松山英樹が2月にジェネシス・インビテーションで最終日6打差の7位から3連続バーディ3回を含む9バーディ、ノーボギーで62を記録し、逆転でPGAツアー9勝目を挙げ、この優勝によりPGAツアー勝利数ではアジア人として最多となりました。パリオリンピックでは3位となり日本人男子初のメダリスト。またその直後、フェデックス・セントジュード選手権でもプレーOFFを制しPGA通算10勝目を挙げました。

ひと昔前では、日本人選手が世界でここまで活躍できるとは思いませんでした。生まれ持った体格の違いや、イギリスに端を発するゴルフというスポーツがどこか西洋人のものという感覚を持っていました。それが今では世界で活躍する選手が続々と出てきたということは、多くの日本人に夢や希望を与えてくれます。



SSは発足より30年、親睦・情報交換の場として連合会の皆さんと共に歩んでまいりました。連合会会員や関係者の皆さんまでゴルフに興味があり、未参加の方は是非一度SS会に参加してみてはいかがでしょうか。SS会には真剣にゴルフをする人、楽しく親睦を深めることを目的にする人、お酒が好きでゴルフ後の飲み会が楽しみな人と様々です。初級者からクラチャン経験者までレベルも年代も様々。これからゴルフを始めようする方も大歓迎です。SS会にご興味のある会員の方は、事務局までご連絡をお待ちしております。

◎委員長あいさつ



経理委員会

委員長 西野則幸

新年あけましておめでとうございます。

新年を迎へ、会員並び関係機関の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より埼玉県一般廃棄物連合会運営に対し、多大なご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

令和6年度より連合会の行事や活動が通常に執行できるようになりました。埼玉県一般廃棄物連合会の活動は、役員並びに会員皆様のご協力のもと、社会貢献事業を推進し「交通遺児等援護募金」「能登半島災害募金」を行うことができました。

埼玉県一般廃棄物連合会も効率的な会費の利用を心掛け、会員皆様に貢献して参りたいと思います。今後とも埼玉県一般廃棄物連合会活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様の今年一年の繁栄を祈念申し上げまして新年の挨拶とさせていただきます。



総務教育広報委員会

委員長 後藤素彦

皆さんにおかれましては、新しい年を健やかにお迎えになられたことだと思います。旧年中は会員の皆さまをはじめ業界関係各位からの御指導及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たちが担う一般廃棄物処理事業は、地域社会の安全・安心な暮らしを支えるうえで欠かせない役割を担っております。一方、近年は急速な少子高齢化の進展や求人募集の難航が続くなど、深刻な人手不足に直面しております。このような状況を放置すれば、安定的かつ効率的な廃棄物処理に支障をきたす恐れがあるだけでなく、業界全体の発展にも大きな影響を及ぼしかねません。そのため当連合会では、求人募集の検討、人手不足解消に向けた取り組みを会員の皆さまと考え、多様な働き方を実現する働き方改革の推進も検討してまいります。具体的には、より柔軟な勤務体系の整備や、女性やシニアの方々が活躍できる環境づくりに加え、デジタル技術を活用した業務効率化を積極的に進めていきたいと考えます。新しい発想とテクノロジーを積極的に取り入れることで、業務の省力化や若い世代の魅力ある就労環境を育み、持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指してまいります。これからも総務教育広報委員会としては、会員の皆さまのお声を大切にしながら、業界の発展に資する情報発信や研修会の充実に努めてまいります。引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって飛躍の年となりますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



生活排水対策委員会

委員長 小田宗清

新年、明けましておめでとうございます。

皆様方の健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和6年は元旦から石川県能登地方での地震発生により、自然災害の恐ろしさを目の当たりにしました。さらに復興途中の能登では秋に豪雨災害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、埼玉でも8月7日からのゲリラ豪雨により、弊社のある滑川町においても一部床上浸水や道路冠水被害が起こりました。インフラに携わる業界であるため、社内で出来ることから行っていくこと、食料などの備蓄を行い、作業を止めないルールの構築を進めております。

生活排水対策委員会としての今年度の活動として、2月に「第2回コンパクト型浄化槽の実務に関する講習会Ⅱ」を予定していますので沢山の皆様のご参加をお待ちしております。

また、本年も県主催の災害廃棄物処理研修等に会員が多数参加し、平時からいつでも有事の体制に移行できる強い組織を目指してまいります。

委員会へのご意見も隨時募集しております。こんな講習会ができるいかなどのご意見を連合会事務局までご連絡ください。

日に日に朝夕の寒さが増している時期ですが、会員皆様並びに関係各位におかれましては、ご健康に留意してお過ごしください。



補償料金対策委員会

委員長 若林光夫

皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年は、世界中で様々な困難が続く中、皆様のご支援とご協力のおかげで、多くの活動を続けることができました。特に、ロシアによるウクライナ侵攻や世界的な物価高騰、そしてイスラエルとハマスの問題など、大きな出来事が私たちの業界にも影響を及ぼしました。また、アメリカ大統領選挙も注目を集め、国際情勢が大きく動いています。

私たちの業界では、し尿汲取りの現場での長年変わらない料金体制が、経済的な課題となっております。地域によって状況は異なりますが、多くの地域でこの問題に直面しています。そのため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業の調査研究を進めておりますが、進展は容易ではありません。この特別措置法は私たちの業務安定にとって非常に重要なものであり、その重要性を改めて認識し、活動を続けてまいります。

昨年は活動の制限はありませんでしたが、目立った活動ができなかったことも事実です。今後も、市町村訪問を実施していきたいと思いますので、地域の皆様からのご意見やご要望を反映させながら進めてまいります。特に、汲取り料金の問題に対する取り組みは、重要な課題と捉え、真摯に向き合ってまいります。

会員の皆様には、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、今年も皆様にとって素晴らしい一年となりますよう、心より祈念いたします。新しい年が皆様にとって実り多きものとなりますよう、願ってやみません。

皆様、これからもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



ゴミ対策委員会

委員長 安川 真由美

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、旧年中は会員の皆様をはじめ関係各位の皆様には格段のご協力並びにご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年1月1日に石川・能登半島を震源として発生した最大震度7の地震は、能登地方で記録が残る1885年以降で最大となりました。さらに9月の能登豪雨で被害が一層深刻になったため被災された皆様は計り知れないご不安やご苦労があると思います。改めて被災された皆様にお見舞い申し上げます。災害復旧の初動対応の中で、廃棄物の適正かつ迅速な処理は一丁目一番地であり、これまで私たちはその重要性を深く理解して取り組んでまいりました。その中で、日々の備えや訓練、地域ごとの特性に応じた柔軟な対応が必要であるとともに支援の根本には「思いやり」や「連携」があり、これを忘れずに真摯に取り組むことが最も大切だと感じております。当連合会は、今後もより効果的かつ効率的な災害支援体制の構築をし、改善を重ねながら有事の際は復旧の一助となるべく努力していく所存です。

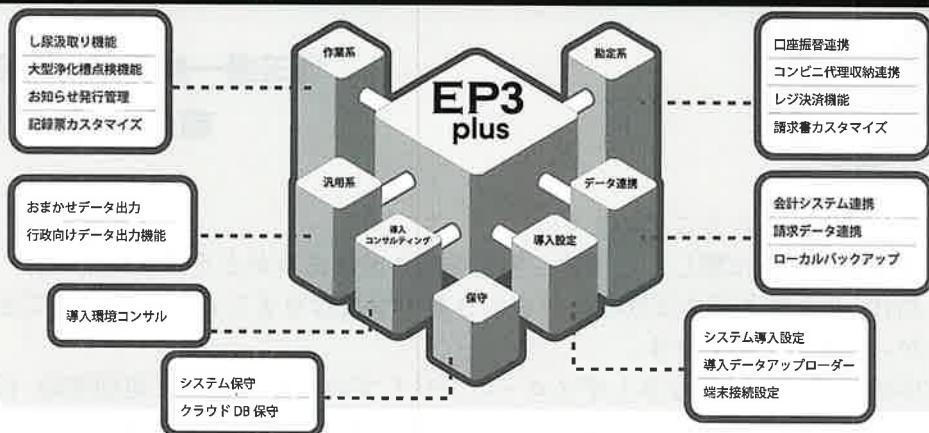
10月には「秋のプラごみゼロウィーク」活動を埼玉県庁・埼玉県警周辺から浦和駅まで、埼玉県環境部資源循環推進課副課長赤松様、主任高橋様、多くの会員の皆様にご参加いただき行いました。今回は、30名近くの方々にご参加いただき盛大に活動できました。昨今の人材不足で業務が多忙の中、県内各地の会員の皆様に大勢ご参加いただき、改めて当連合会の団結力とパワーを感じる機会にもなりました。特に近年、活発に活動している女性部会から大勢のご参加をいただき更に和やかさが増し新たな雰囲気で啓発活動が行えたように思います。今後も当委員会といたしましては各種講習会の開催や有益な情報を発信し、会員の皆様のご期待に添えるように精一杯努めてまいります。

結びに、皆様のご健勝と益々のご発展を心より祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

浄化槽維持管理システム EP3plus

業務のデジタル化で
効率がアップ！



クラウドで業務をデジタル化！

株式会社HHC 〒357-0036 埼玉県飯能市南町13番5号

電話 042-973-8087 フax 042-974-4888

公式ページ <https://hhc.co.jp>

検索

HHC
人と未来のためのECOソリューションIT企業



青 年 部

埼玉県一般廃棄物連合会青年部

部長 後 藤 素 彦

皆さまにおかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。また日頃より、青年部の活動に際し、格別なるご協力に感謝申し上げます。

青年部の目的は、埼玉県の環境衛生事業に携わる一廢連会員の後継者または若い経営者の情熱と実行力を結集し、一廢連活動の積極的な協力中核体となって事業を推進すると共に、将来有望なる当該事業経営者としての研修を重ね、埼玉県の環境衛生事業発展に寄与することと規約に記されています。これを具現化すべく、自発的・積極的な参加のもとに取り組んでまいります。

2025年を迎えるにあたり、私たち青年部では、業界全体が直面する「人手不足の解消」と「働き方改革」の推進に一層力を入れてまいります。急速な社会環境の変化や多様化する働き方の中で、私たちの業界もより柔軟かつ魅力ある職場づくりを目指すことが重要です。採用面だけでなく、現場改善や人材育成など多面的な取り組みが求められており、青年部内で情報を共有し、率先して新たな取り組みを実践し、次世代へつなげてまいりたいと考えております。

また、本年は視察や研修の機会を増やし、同世代同士で意見交換を行える場をより一層充実させる予定です。現場視点を大切にした研修はもちろん、最新の技術や事例を取り入れることで、私たちが抱える課題に対する具体的な解決策を見出していきたいと考えております。そして、親睦を深める懇親会を通じて、青年部員の皆さまが情報を共有し合い、共に成長し合える関係を築いていきたいと思います。

結びに、青年部として、今後も埼玉県一般廃棄物連合会の発展に寄与し、業界全体を活性化させる原動力となれるよう一丸となって取り組んでまいります。皆さまにおかれましても、変わらぬご支援とご指導をお願い申し上げるとともに、本年が皆さまにとって実りある一年となりますよう祈念いたします。



女 性 部

埼玉県一般廃棄物連合会女性部

部長 小 林 明 美

新年明けましておめでとうございます。

日頃より女性部の活動に際し、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、初代 大山愛子部長よりバトンを引き継ぐ事になりました。微力ではございますが皆様のお力を借りしながら頑張って参ります。

昨年、女性部は「ゴミは宝なり」をスローガンにしている循環型ゴミ処理施設 石坂産業(株)の見学研修、熱海研修、親会と共に秋のプラごみ活動、11月15日全国団体の「一般廃棄物適正処理推進大会in香川」にも参加させていただき、充実した一年を送ることができました。心より感謝申し上げます。

蛇は古くから縁起が良いとされ財産や成長のシンボルとされています。埼玉県一般廃棄物連合会の皆様、そして女性部の皆様にとりまして良い一年になりますようご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

多くの女性の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

毎日の運転に、
もっと「安心」を。



南関東日野自動車株式会社

〒105-0004 港区新橋 5-18-1 TEL:03-3578-3955

大宮支店

〒331-0811 さいたま市北区吉野町1-405-18
TEL:048-661-1201

熊谷支店

〒360-0023 熊谷市佐谷田2228

TEL:048-525-2351

朝霞支店

〒351-0014 朝霞市藤折町2-17-13

TEL:048-467-2501

秩父工場

〒369-1412 秩父郡皆野町大字皆野1862

TEL:0494-62-2222

川口支店

〒334-0058 川口市安行領家834
TEL:048-291-5630

新狭山支店

〒350-1331 狹山市新狭山1-5-18

TEL:04-2930-2053

松伏支店

〒343-0104 北葛飾郡松伏町田島東1-2

TEL:048-993-2111

環境保全に貢献する
浄化槽用殺菌・消毒剤

ポンシロール^(R)



優れた殺菌力と、
安定した消毒効果



塩素臭を従来品の50%に低減!!



小型合併浄化槽用殺菌・消毒剤

バイオシーダー

- 好気性と嫌気性の微生物群が、排水中の有機物を速やかに分解して優占種となり、短期間で浄化槽の生物処理機能を発揮させます。
- 処理機能の悪化した浄化槽の機能回復にも有効です。
- 高分子凝集成分を含みませんので、膜分離タイプの浄化槽にもご使用いただけます。
- 消臭成分による速効的効果と微生物による持続的効果で強力な脱臭効果を発揮します。
- 水溶性パック入りですので、そのまま投入して下さい。

総発売：

三明ケミカル株式会社

製造元：

四国化成工業株式会社

本 社：東京都品川区西五反田1-21-7

北関東営業所：群馬県館林市近藤691-3

TEL：0276-72-5849

FAX：0276-72-9530

the BEST of the BEST

G-PX・G-RX

最新鋭2~4トン車級、フルラインナップ!

使う人、暮らす人を見つめた安全性、街にとけ込む外観デザイン、そして洗練された信込性能でトップを走り続ける新明和工業の裏井車。
最新鋭の2~4トン車級をタイプ別にラインナップすることで、皆さまのニーズに最高峰のパフォーマンスでお応えします。

ShinMaywa**新明和工業株式会社**<https://www.shinmaywa.co.jp>

特製車事業部 営業本部 関東支店 埼玉営業所

〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-41-12 ☎(048)651-9741 FAX(048)651-9237

いつだって、
その先を見せていく。



ISUZU



いすゞ フォワード



関東いすゞ自動車株式会社

お問い合わせは、最寄りの下記支店にお願い致します。

群馬県／高崎、太田・大泉、渋川、前橋、上武

埼玉県／浦和、川口、春日部、越谷、伊奈、行田、所沢・三芳、川越、深谷花園

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ。

いすゞ自動車(株)お客様相談センター 0120-119-113 9:00~17:00 月曜~金曜(除く所定の休日) <http://www.isuzu.co.jp>

大切な資源を活かして豊かな未来環境の創造へ

モリタエコノスは環境保全特殊車両メーカーとして培った豊富な技術実績と
新たな技術開発によりあらゆるニーズに合わせたご提案をいたします。



ハイブレクリーナー
(高圧洗浄車)



パックマスター
(回転式塵芥車)



パワフルマスター
(強力吸引車)



EP 2 (バキュームカー)
(衛生車)

MORITA

株式会社モリタエコノス

本社・工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地
Tel.079(568)2006 Fax 079(568)7706

<http://www.morita-econos.com>

■全国販売網及びサービス網

仙 台 支 店	Tel.022(237)4171(代)	京 都 営 業 所	Tel.075(631)3391(代)
埼 玉 支 店	Tel.048(777)1891(代)	広 島 支 店	Tel.082(893)2231(代)
西 東京 営 業 所	tel.042(568)2971(代)	四 国 支 店	tel.087(841)3330(代)
千 葉 支 店	tel.043(243)2737(代)	福 岡 支 店	tel.092(591)1201(代)
東 京 支 店	tel.03(5569)1740(代)	静 岡 営 業 所	tel.054(281)2388(代)
神 奈 川 支 店	tel.045(506)0031(代)	名 古 屋 支 店	tel.052(882)4571(代) 代理店
新 湖 営 業 所	tel.025(265)0276(代)	新 湖 営 業 所	tel.011(721)4114(代)
静 岡 営 業 所	tel.054(281)2388(代)	北 海 道 特 殊 自 販 (株)	tel.011(784)4222(代)
関 西 支 店	tel.072(947)2121(代)	(有)沖縄モリタ特殊サービス	tel.0988(77)6677(代)



尿石除去剤
(固形タイプ)
尿石洗浄剤
(液体タイプ)

【Tシリーズ(固形)】

尿石を徐々に除去。臭いの原因となるアンモニアを分解。

【Lシリーズ(液体)】

速やかに黄ばみを除去。高い粘性で吸着、浸透して尿石を分解。

トレピカワン® シリーズ



◆四国化成工業株式会社

東京支社 ☎03-6745-4122 大阪支社 ☎06-6380-4112

電気で走る、電気で働く。eCanterゴミ収集車、いざ街へ。



シートベルトをして、地球にやさしいエコドライブを。

三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 南関東ふそう

本部：東京都板橋区舟渡4-7-1
TEL：03-6906-9980

- 車両がいつ帰ってくるかわからない...!!
- 回収漏れの連絡に迅速に対応したい...!!
- 管理体制を自治体にアピールしたい...!!

そんな
お悩みは

城山がスカッと解決します!!

iMESH モバイルタク



- 事務所連絡と位置管理の両立
- 全国で繋がるIP無線機
- 30秒間隔の位置情報取得

富士通製デジタルタコグラフ
ドライブレコーダー/カーナビシステム ITP-WebService V3



販売台数32万台 導入ユーザー7,100社 (2023/10現在)
トラック・バス・産業廃棄物車両・生コン車など
多様ニーズに答える、労務管理に最適なデジタコ/ドラレコ/カーナビ

アルコールチェッカー IT点呼システム ネットワークカメラ/セキュリティ対策は
城山にお任せ ください!!



SHIROYAMA

株式会社城山 東京営業本部 東京都品川区北品川5-12-4 リードシー御殿山ビル6階
TEL:03-5793-7110(代) / FAX:03-5793-7138



●環境保全商品●
リサイクル対応機器・ゴミ処理機・焼却機・その他
●殺菌消毒薬品●
プール用・浄化槽用・食品用・手指用・その他

不二商会株式会社

本 社：川口市朝日2-10-5 北関東営業所：深谷市上柴町西3-4-4
〒322-0001：TEL 048-223-1511 〒366-0052：TEL 048-580-6840

第26期役員名簿

令和6年5月24日～令和8年3月31日

役職	氏名	電話番号	FAX	社名
理事長	西野日出夫	0480-92-9530	0480-92-9333	(有)西野商事
副理事長	西野則幸	048-521-3178	048-525-8208	(株)熊谷清掃社
"	加藤一博	04-2926-7777	04-2926-7782	加藤商事(株)
"	小田正	0493-62-8121	0493-62-7323	新埼玉環境センター(株)
"	神原秀穎	048-265-7981	048-269-2684	(株)神原興産
常任理事	若林光夫	0494-62-4566	0494-62-5852	(有)伊藤商事
"	小田宗清	0493-56-4562	0493-56-5116	(株)滑川環境保全
"	後藤素彦	048-537-0555	048-536-3166	(有)後藤衛生コンサルタント
"	奥澤直人	048-501-8240	048-501-7240	(有)総合管理センター
"	岩井松巳	0480-61-0445	0480-62-2295	(有)不動衛生サービス
"	八重樫耕史	049-222-5957	049-222-5973	加藤商事(株)
"	長谷川智成	048-573-1448	048-573-1003	井上衛生舎
"	安川真由美	049-294-4411	049-294-1415	(有)安川商事
理事	小島進	048-588-2928	048-589-1495	(有)妻沼環境センター
"	鈴木一徳	048-581-1745	048-581-0833	益榮商事(株)
"	田島啓巨	0495-72-1038	0495-72-8585	児玉清掃(株)
"	室征紀	048-775-1551	048-771-3492	青木清掃(株)
"	原一	0493-72-2119	0493-72-1850	小川清掃(株)
"	井上功	048-735-0015	048-734-3102	共栄衛生(有)
"	石井克利	048-684-5079	048-684-5203	(株)サンワ環境開発
"	大山裕	049-281-1678	049-281-1960	(有)正和清掃社
"	黒川晴予	048-861-5151	048-861-5065	(株)セイウン
"	馬場陽一	0493-73-1477	0493-73-1531	(有)クリナス
"	中根利正	048-541-4111	048-542-1552	(有)橋場商事
"	武藤康弘	048-296-0362	048-295-9531	(有)川口衛生
"	荒井一平	0480-85-5049	0480-85-7515	(有)鴨田商事
"	遠藤弘之	048-932-6106	048-932-6223	(有)遠藤商事
"	大澤佑介	048798-1192	048-798-7617	安住環境整美(株)
"	小野まゆみ	049-294-6349	049-294-6229	(有)新東
監事	大山愛子	049-281-1678	049-281-1960	(有)正和清掃社
"	飯塚浩	048-269-3211	048-269-3212	(有)飯塚商事

お知らせ

◎第49回通常総会開催のお知らせ

日時：2025年5月27日（火）

会場：浦和ワシントンホテル

公式Webサイトをご活用ください

埼玉県一般廃棄物連合会



- ・どんなデバイスからでも閲覧可能
- ・情報をエリア分けし、より見やすく使いやすいホームページ
- ・会員情報、総会資料など有益情報にすぐにアクセスできます
- ・研修会、講習会の告知
- ・各種お問い合わせもWebサイトから
- ・一廃連ニュースはWebサイトでいつでも閲覧できます



編集後記

新年おめでとうございます。

そして一廃連ニュース63号をご覧いただきありがとうございます。本号のニュースいかがだったでしょうか？令和7年の干支は乙巳（きのとみ）となり、多くの人にとって成長と結実の時期となる可能性が高いようです。これまでの努力や準備が実を結び始め、変化と新たな挑戦のエネルギーが高まる年とされています。トランプ大統領が就任し、日本を含む世界がどう変わっていくのか？期待と不安が交錯する、そんな今日この頃です。

結びになりますが、会員皆さまならびに関係各位におかれまして、本年が素晴らしい年になるよう心からお祈り申し上げます。

（長谷川）

表紙写真：白根義治氏 提供

埼玉県一般廃棄物連合会

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤3-11-2

TEL 048-831-6888

FAX 048-831-6880

URL <https://www.ippairen.com/>

E-mail : saitama@ippairen.com

ごみ収集車安全支援システム

KIES®

Kyokuto Intelligent Eye System



AIにより「人」を検知し 巻き込まれ事故を抑制する インテリジェントな安全支援システム。

極東開発工業のごみ収集車安全支援システム「KIES®」は、高性能専用カメラとAIの採用により「人」を検知し積込装置を自動停止することで、安全性の向上と作業性確保の両立を実現しました。

KIES®の特長 安全性の向上

手が隠れても検知が可能

収集物などで手や腕が隠れていても、AIが推測し積込装置の自動停止が可能です。



KIES®の特長 作業性の確保

いつもの装備で作業が可能

検知には特別な装備を必要としません。また、レインコートやフードを着用していても検知ができるため今お使いの装備や服装での作業が可能です。



薄暗い環境にも対応

高性能専用カメラの採用により早朝や夕方など薄暗い環境でも検知・積込装置の自動停止が可能です。



誤検知を抑制

収集物の色や形状による誤検知での停止を抑制しいつも通りの作業性を確保しています。



インターネットホームページもご利用いただけます。 www.kyokuto.com

極東開発工業株式会社

埼玉営業所 さいたま市北区東大成町2-299-1
TEL 048-668-7712 FAX 048-668-7715



KIES®のWEB動画は
コチラのQRコードから。

www.kyokuto.com/product/kies.html